

2018年度
連合福岡 政策・制度要求

回 答 書



平成31年2月20日

福 岡 県

目 次

I	2018年度重点要求		
	九州北部豪雨関連事項	・・・	1
II	労働・教育<労働>	・・・	5
II	労働・教育<教育>	・・・	14
III	医療・地域活性化<医療>	・・・	20
III	医療・地域活性化<地域活性化>	・・・	24
IV	環境・安全<環境>	・・・	29
IV	環境・安全<安全>	・・・	32
V	地方創生の推進	・・・	46

I 2018年度重点要求

<九州北部豪雨関連事項>

2017年7月に発生した九州北部豪雨は局地的に長時間にわたる猛烈な降雨をもたらし、福岡県内では朝倉市、東峰村を中心に甚大な被害に見舞われ、死者・行方不明者39名という人的被害のほか、全壊・半壊・一部損壊1,000件以上、床上・床下浸水600件以上に及ぶ建物被害が発生、最大避難者数は725世帯、2,303名に上り、道路、河川、農林水産業、商工業などに与えた被害総額は1,941億円に及んだ。

被災から1年を経過した現段階でも、仮設住宅やみなし仮設などに身を寄せる方が1,000人を超え、土砂や流木を撤去する応急復旧工事は終えたものの、本格的な復旧工事はいまだこれからという状況で、多くの方が元の暮らしを取り戻せないままに置かれている。

まずは被災地における二次被害に対する緊急の対策が講じられる必要があるとともに、被災地の復旧・復興には息の長い取り組みが必要となり、今後相当期間に亘る財政的、人的対応が求められている。

また近年、東日本大震災や熊本地震など大規模自然災害が続発しており、県民の命と暮らしを守るため、想定される最大規模の災害に備えた防災・減災対策を講じることが福岡県の使命として強く求められている。

以上の観点から、2018年度連合福岡政策・制度要求において、以下の九州北部豪雨関連事項を重点要求として位置づけ、福岡県における真摯な対応を強く求める。

1. 安心して暮らせる環境の整備について

被災地における二次被害への対策を早急に講じるとともに、本格的な復旧工事を進め、住民が安心して暮らしていくことができる環境を整備すること。工事等を進めるにあたって、国・県又は県・市町村等管理者間の調整が必要な際には、県が主導して円滑な対応を図ること。

(農林水産部・県土整備部)

本県では、二次被害防止対策が必要な全ての箇所で応急対応を完了しており、復旧工事については、一部で工事に着手しており、早期事業完了を目指して取り組んでおります。

国、市、村との調整についても、情報共有を行い、連携した取組みを行っており、今後も十分な連携に努めてまいります。

2. 地域産業と雇用の場の復旧・復興について

地域産業及び雇用の場の復旧・復興のために、国と調整して必要な予算を十分な期間にわたり確保するとともに、被災市町村と連携し、住民の意見を反映した地域産業の再生、あるいは新規産業の立ち上げにむけた施策を実施すること。またこの間多くの被災自治体で雇用のミスマッチが見受けられるので、そのような状況が発生した時は、国の機関及び関係自治体、経済団体、企業等と連携して対策を講じること。

(福祉労働部) (商工部)

本県では、県、市町村、商工会議所、商工会等で構成される地域中小企業支援協議会が中心となり、その構成機関が連携し、被害状況、支援ニーズ及び復旧状況等を把握するとともに、県制度融資などを活用して、事業者それぞれの状況に合わせた支援を行っているところです。

また、発災直後からあらゆる機会を捉え、中小企業・小規模事業者の事業の継続・早期再開に向けた支援について、政府や関係省庁に対して要望を行った結果、国において、事業者の販路拡大等を支援する「小規模事業者持続化補助金」の災害枠が設けられました。県においては、当該補助金に対する上乗せ補助を行い、県内141の事業者に対して支援を行ったところです。

さらに、被災地に広く消費を呼び込み、商工業者の売上回復による早期復興を図るため、被災地の商工会議所、商工会が行う復興支援プレミアム付き地域商品券の発行について、昨年度に引き続き今年度も支援を行っております。

被災地における雇用のミスマッチについては、国及び市町村等の関係機関と連携して、円滑な就業に向けた支援を行ってまいります。

3. 生活全般の復興・再生に向けた連携と住民参加の促進について

全ての被災者が安心して生活できる生活基盤の確保に向けて、施設などハード面のみならず、生活全般のソフト面も含めて、被災者個々が抱える課題について詳細に把握し、行政（県、朝倉市、東峰村）と市民・企業・協同組合・NPO等が協働してその解決に努めること。また、東日本大震災や熊本地震などからの復旧・復興対応事例に基づき、被災市町村の復旧・復興へ向けた取り組みに対する助言や支援を行なうとともに、市町村単独で対応できない課題には、県として主体的に取り組むこと。更に、取り組みの進行状況や成果を積極的に発信することなどでさらなる住民参加を促し、復興の機運醸成に努めること。

（総務部）（企画・地域振興部）（人づくり・県民生活部）

本県では、全庁一体となって機動的に被災者支援を行うため、平成29年7月に副知事と各部局次長等により構成される「被災者支援チーム」を設置しました。また、平成30年5月に、熊本地震の課題等に関する検討や平成29年7月九州北部豪雨における災害対応に関する検証などを踏まえて改正を行った福岡県地域防災計画の中に、「被災者支援チーム」を位置づけ、その体制を明確にしました。「被災者支援チーム」では、定期的に会議を開催し、被災者の生活再建支援の状況をはじめ、各部局が関係機関や団体から収集した被災者のニーズや課題を報告し、情報共有に努めております。

さらに、復旧・復興推進本部会議を定期的に開催し、各部局が行う復旧・復興に係る取組状況と今後の対応について、全庁で情報共有するとともに、県庁ホームページにて情報発信を行っております。

平成29年度から「ふくおか地域貢献活動サポート事業(九州北部豪雨災害支援枠)」を実施しており、NPO・ボランティア団体と市町村、地域コミュニティ、企業など多様な主体の協働による被災地支援事業に対して助成しております。

4. 被災自治体職員の負担軽減、メンタルヘルス対策について

復旧・復興に向けた取り組みが長期化する中、被災自治体においては職員の病気休職なども発生している。今後災害関連事業が本格化するため、被災自治体へ適切かつ効果的な人的支援を行い、業務負担の軽減を図ること。また職員のメンタルヘルス対策に関しても、当該自治体へノウハウを提供するなど、対策を行うこと。併

せて、県がこれらの対応を行うために、復旧工事における補助事業の手続きの簡素化を図るなど、業務軽減の努力を行うこと。

(総務部) (県土整備部)

被災自治体への人的支援については、本格的な復旧・復興のため、当該自治体からの要請に基づき、平成 31 年 2 月 1 日現在で、県職員 22 名、県内市町村職員 26 名、九州各県及び全国の自治体から 14 名、計 62 名を派遣しています。

被災自治体における職員のメンタルヘルス対策については、本県職員のメンタルヘルス対策における管理監督者向けの手引書や職員向けのガイドブックを、被災自治体から要望があれば提供を行ってまいります。

また、災害査定手続きの業務軽減については、災害の規模に応じて県から国に簡素化を要望し、その都度必要に応じて柔軟な対応が図られております。

5. 交通施設の災害対策と公共交通網の再生について

福岡県交通ビジョン 2017 の基本方針のひとつである大規模災害への備えと事故の未然防止について、交通施設の耐震化と自然災害対応能力の向上の現在の進捗状況の明示を求めるとともに、取り組みの強化を求める。また、生活交通を維持する観点から、この災害において甚大な被害を受けた公共交通網の再生に向けた支援を求める。(Ⅲ〈地域活性化〉4. 福岡県交通ビジョン 2017 の推進)

(企画・地域振興部) (県土整備部)

本県では、平成 24 年の九州北部豪雨により甚大な被害が発生し、ハード・ソフト両面にわたる防災・減災対策の必要性が再認識されました。

国では、災害が発生しても、経済や社会への影響を最小にとどめ、できるだけ迅速な災害復興を図るとの観点から、平成 25 年に「国土強靱化基本法」を制定しました。本県においては、広範囲に甚大な被害が生じる大規模災害に備えた「福岡県地域強靱化計画」を平成 28 年 3 月に策定し、この計画に基づき、道路法面の崩壊・落石防止などの防災対策、橋梁や鉄道駅の耐震化などを進めています。

県内の主要ターミナル駅の耐震化率については、平成 30 年 4 月 1 日現在で、85.7%です。西鉄久留米駅については、平成 31 年度から耐震化工事を開始する予定です。

また、今回被災した日田彦山線は、通勤、通学、通院、買い物など、沿線住民の生活を維持していくため極めて重要な路線であります。また、沿線では、豊かな自然、新鮮な農産物、伝統工芸品、温泉等を活用し、観光振興に地域をあげて取り組んできたところであり、鉄道は観光客の移動手段としても大きな役割を担っています。

JR 日田彦山線の早期復旧を図るため、鉄道軌道整備法の一部を改正する法律の成立に伴い、鉄道災害復旧事業費補助にかかる地方負担分について、地方債の起債対象とするとともに、起債の元利償還金について地方交付税措置の対象とすることを国に要望してまいります。

公共交通網の再生に向けて、現在、道路法面对策や落石対策等を進めており、平成 29 年度時点での要対策箇所の進捗率は 89%となっております。県が管理する橋梁で、地震時の落橋や崩壊といった致命的な損傷を防止する対策を必要とする橋長 15 m 以上の橋梁を、平成 33 年度末までに対策の完了を目標に取り組んでおり、進捗率は 97%となっております。道路の雨量通行規制については、現状に即した規制区間や規制基準の見直しを行っております。また、昨年の被災地域については、通行止め区間の解消に向けて、災害復旧工事を進めてまいります。

6. 九州北部豪雨の検証を踏まえた防災・減災対策の充実・強化について

「福岡県地域強靱化計画」の検証結果の取りまとめを開示すること。また、この検証の結果として確認された課題及び、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨における災害対応に関する検証」において抽出された課題に対して早急に対策を講じ、防災対策の充実・強化を図ること。更に、将来の大規模災害に備えて、防災・減災対策の改善を図ること。(IV 〈安全〉 1. 総合的な防災・減災対策の充実①)

(総務部)

現行の「福岡県地域強靱化計画」は、県土の強靱化を目的として、平成 28 年 3 月に策定しました。この計画は 3 年を目途に見直しを行うこととなっており、現在、国の「国土強靱化基本計画」の改定や、熊本地震及び九州北部豪雨における課題も踏まえた見直し作業を行っているところです。

II 労働・教育

<労働>

1. 雇用創出・拡大と労働対策の強化

(1) 雇用創出・拡大の取り組み強化

福岡県の有効求人倍率は、経済の緩やかな改善等によって、1.60倍（2018年5月）となり、順調に回復している。また、新規求人数が43,914人で前年度より9.2%増となり、とりわけ医療・福祉、卸売業・小売業の求人数の伸びが続いている。有効求人倍率が高まる背景には、常に求人を補う定着率が低い企業の存在や非正規雇用求人の増加などの影響も考えられる。

地域別にみても、福岡地区（1.56倍）、北九州地区（1.34倍）、筑豊地区（1.20倍）、筑後地区（1.35倍）と前年同月を上回っている。しかし、2017年度県民意識調査では、「田舎や山間部にも就職先を増やす」ことが雇用対策として必要といった意見も見られる。さらに、若者からも「家賃の補助」や「最低賃金引き上げ」などの意見もあり、地域格差や若者の雇用についての不安は払拭できていない。

以上のことから、下記の項目を要求する。

- ①地域格差是正を行うこと
- ②「国家戦略特区」における「雇用労働相談センター」への対応については、関係者との連携を強め、公平・公正な運営がなされるよう引き続き助言・指導をすること
- ③雇用創出効果の高い分野に重点的に予算を配分するなど県としての施策を推進していくこと
- ④若者の雇用促進についても引き続き強化していくこと

（福祉労働部）

- ① 本県では、国の地域雇用開発指針に基づき、有効求人倍率が全国値の2/3以下の条件を満たす雇用情勢の地域について、地域別に地域雇用開発計画を策定しており、計画地域内において事業所の設置・整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主は、国の助成を受けることが可能です。

現在、筑豊・京築、福岡東、福岡南、福岡西の4地域で計画を策定しているところです。今後も雇用情勢を注視しながら、条件を満たす地域については計画を策定・継続し、雇用の地域格差の是正に努めてまいります。

- ② 「雇用労働相談センター」については、労使紛争の未然防止というセンターの目的が果たされるよう、県として国や福岡市などの関係者に対して、相談対応は労使双方にとって公平・公正に行われるべきといった県の考え方を申し入れたところです。今後とも、必要に応じて国や市などの関係者と協議を行い、労使紛争の未然防止を図るとともに、個別紛争が生じた場合には、県が設置する労働者支援事務所において労働相談に応じていくこととしております。
- ③ 平成28年度から「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト」として、先端成長産業10分野（自動車、水素・燃料電池等）を対象に、事業拡大する上で必要となる中核人材の育成支援を行っております。併せて、関係機関と連携して、労働環境の改善及び生産性向上に対する助言等を行うことにより、良質な雇用の創出を支援しており、平成29年度までに約1,100人の雇用を創出しております。
- ④ 若者の雇用促進については、若者しごとサポートセンター・30代チャレンジ応援センター、及び若者サポートステーションにおいて、個別就職相談やセミナー等を実施し、引き続き求職者の就職支援を行ってまいります。

(2) 中小企業に対する就業支援の充実・強化

地域を活性化するためには雇用拡大が重要であるが、中小企業での人手不足はますます深刻になってきている。福岡県では、労働者の約8割を占める中小企業の業績回復が鍵を握っている。それらの問題解決のために福岡県が行っている相談会の開催や融資利率の引き下げなど県の支援については評価できる。

30代チャレンジ応援センターや若者しごとサポートセンターなどのさらなる充実などが重要であることは言うまでもない。引き続き利用者を増やす工夫やスタッフの充実および就業相談の充実を求める。

「福岡県中小企業振興条例」に基づく県の施策については、「保証料ゼロ」や「融資利率の引き下げ」などの取り組みは評価できる。引き続き、中小企業の経営基盤の強化や事業展開などの促進を求めるとともに、大企業者の役割として条例で定められている、「その事業活動を通じて中小企業の振興に配慮する」などの周知徹底を求める。

労働者が、「生きがい」や「働きがい」を感じながら働くためには、安定した雇用とともに公正な処遇が必要である。労働者の雇用の安定を図ることを目的に規定された「無期転換ルール」が本年度4月から適用されている。改正法の内容を踏まえた対応がなされるよう、支援や保護などの取り組みの強化と周知徹底を求める。

(福祉労働部) (商工部)

若者の就職支援については、若者しごとサポートセンターや、30代チャレンジ応援センター、若者サポートステーション等の就職支援施設を設置し、個別就職相談やセミナー等、求職者1人ひとりの状況に応じたきめ細かな就職支援を実施しております。

今年度から、個別就職相談や職業紹介に加え、正社員就職応援セミナーを実施して、若者の就職支援の充実に努めています。

中小企業の経営基盤の強化や事業展開の促進については、引き続き地域中小企業支援協議会の構成機関を中心に取り組んでまいります。また、大企業者に対しては、振興条例の周知に引き続き努めていくとともに、県が、大企業者と契約する際には、その下請発注先を県内中小企業者とする様、協力を求めています。

無期転換ルールに関するトラブルの未然防止や早期解決については、通常労働相談に加え、各労働者支援事務所において「解雇・雇止め集中相談会」を毎年2月に開催しています。また、福岡労働局と連携して無期転換ルールの周知広報も行っております。

(3) 障がい者の雇用の推進

障がいのある人が自律した地域生活を安定かつ継続的に送るためには、就労による経済的安定が必要である。

2018年4月1日より「障害者雇用義務」の法定雇用率の算定基礎の対象に「精神障害者」も入ることになり「精神障害者」の雇用機会が増加することが予想される。

福岡労働局は、「共生社会の実現」「労働力の確保」「生産性の向上」など障害者雇用により期待される内容を記載したチラシの配布を行っている。また、「福岡県障がい者福祉計画(第4期)」が制定され、2018年度～2020年までにさまざまな取り組みが行われることについても評価できる。

「障がい者応援まごころ企業」については、2018年3月現在で96社となっており、県の取り組みの成果が出ている。しかし、障がい者の中には、「就職しても長続きしない」「いじめにあった」「希望する就職先に障がい者正社員の採用がない」などの相談もあり、「共生社会の実現」とは遠い実態がある。障がい者が地域で安心して就労

し生活していけるためには周囲の理解が必要である。

「障害者基本法」第4条には「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と謳われている。障がい者に対するいじめや差別などがなく、また、障がい者が雇用の妨げにならない取り組みが必要と考える。

以上のことから下記の項目について要求する。

①周りの理解度を高めるために引き続き共生社会の促進をすること

②企業への指導などの取り組みの強化および企業からの相談窓口の設置や参考事例の紹介などきめ細かな対応に取り組むこと

(福祉労働部)

① 本県では、障害者差別解消法の実効性を高めるために、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しており、障がいを理由とする差別の解消に努め、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会の実現を図ってまいります。

② 企業への指導などの取り組みの強化としては、法定雇用率を達成していない企業を対象に「障害者雇用促進セミナー」を開催し、法定雇用率制度の説明や活用できる助成金・支援機関等の紹介を行うとともに、精神障がい・発達障がいに関する基礎知識や、これらの障がいのある方との接し方を学ぶ講座を開催しているところです。

また、障がいのある方が安心して働くために「障がい者差別の禁止及び合理的な配慮の提供義務」に関するガイドブックや、障がい者雇用に関する制度をまとめたリーフレットをはじめとした情報提供資料の作成・配布を行うなど、企業等に対する障がい者雇用の周知・啓発に取り組んでいます。

さらに、企業からの相談窓口として、県内13か所に設置している「障害者就業・生活支援センター」において、実習受入れのほか、職場でのコミュニケーションの取り方、働きやすい職場づくりなど、障がいのある方の雇用管理に関する相談・支援を行っています。

このほか、県独自に民間の職業紹介事業者に委託し、障がいのある求職者と企業とのマッチングによる職業紹介を柱として、雇用の相談から、職場実習、雇用後の職場定着まで一貫した企業支援を行っています。平成29年度からは、精神障がいのある方の雇用を検討している中小企業へのアドバイザーの派遣にも取り組んでおり、必要な情報の提供から、精神障がいのある方が従事可能な仕事の切り出し、職場の理解促進や職場環境の整備、雇用後の職場定着まで、企業の実務をサポートしています。

障がい者雇用の参考事例の紹介については、毎年、「障がい者雇用促進大会」を開催しており、この中で、障がい者雇用優良事業所等の表彰に加えて、障がい者雇用の優れた取り組みを行っている企業等による講演会を実施しているところです。さらに、今年度は、精神障がいのある方の雇用の実例や、採用の準備、面接・採用、雇用後の職場定着等の各段階における雇用管理ノウハウを取りまとめた「精神障がい者雇用ガイドブック」を作成し、企業の理解促進と雇用意欲の向上を図ることとしています。

2. 働く環境の整備

(1) 安心して働き続けられるための労働者保護ルールの堅持・強化

県では、「働き方改革」について推進会議や推進大会の開催など取り組みが進められていることには評価できる。また、「働き方改革実現会議」などによって企業

への意識改革が進められたことに対しても評価できる。

しかし、県の年間総実労働時間は、2000 時間は下回っているものの、依然として高い数字であり、職場では長時間労働がいまだに続いていることから以下の項目について対策を求める。

- ①過労死ゼロの実現と長時間労働是正に向けた企業への取り組みの強化
- ②時間外・休日・深夜労働の削減と年次有給休暇の取得に向けた、指導の徹底・強化
- ③36 協定の適正な締結に向けた指導・監督
- ④「勤務間インターバル」の導入などの労働環境の改善

(福祉労働部)

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進や若者、女性、高齢者など誰もが働きやすい魅力ある職場環境をつくるため、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など、企業において働き方改革を推進する必要があります。このため、本県では、「働き方改革推進大会」の開催や「雇用管理改善企業・職場表彰」、働き方改革アドバイザーの企業派遣、ガイドブックの作成など働き方改革の意識向上と自主的取り組みを促すとともに、個別企業が具体的に取り組みを進めることができるよう支援しているところです。

また、過労死等防止については、シンポジウムの開催や過重労働解消キャンペーンなど、福岡労働局と連携して周知に努めてまいります。

- ② 今年度から働き方改革の取り組み拡大を図るため、県内企業が有給休暇の取得促進や定時退社など働き方の見直しに取り組む「ふくおか・よかばい・かえるばいキャンペーン」を実施しております。また、11月の第3水曜日に実施している「県下一斉ノー残業デー」のほか、夏季や10月、年末年始における年次有給休暇の取得促進など福岡労働局と連携して周知に努めてまいります。
- ③ 36 協定の適正な締結に向けた指導・監督については、厚生労働省の所管となりますが、福岡労働局と連携し、法令が遵守されるよう啓発してまいります。
- ④ 勤務間インターバルは、労働環境を改善するための有効な手段の一つであると考えております。平成30年の労働時間等設定改善法改正により、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務とされました。

本県としても、勤務間インターバルの自主的導入を促進するための職場意識改善助成金の活用等について、周知・啓発を図ってまいります。

(2) 公契約条例の制定

公契約条例はILO第94条に基づき、公契約のもとで働く者の労働条件の改善や自治体の責任を定めることで、公共サービスの質の向上や県民の安心な暮らし、地元企業の人材確保などを実現し、地域の活性化につなげることを目的としている。

地方自治体などが公共工事、委託事業を事業者が発注する際、契約の一方の当事者として、その事業に従事する労働者の賃金を適正に確保させるために当該委託事業等の賃金の最低基準額等を条件とすることは、契約自由の原則のもと労使間の自主決定原則を侵すものではない。また、最低基準を定める最低賃金法や労働基準法を上回る基準を設けることは、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。」とする労働基準法第1条第2項の規定から、その法の趣旨を踏まえた考え方であると言うべきものである。

現在政府が「働き方改革」を進めており、真に働く者の立場に立った改革が日本

社会の働き方に求められていると認識するが、国土交通省も「建設産業政策 2017 +10」において、『働き方改革』に取り組む企業ほど価格競争で不利になりやすいこと、厳しい経営環境の中では人材への投資は過小になりがちであることなどから、個々の企業努力だけでは限界がある」と指摘し、「適切な賃金の支払いや長時間労働の是正、法定福利費や安全衛生経費の支払い等の取組を行う建設企業が競争上不利とならないような適切な競争環境を整備」する必要性を訴えており、公契約条例の制定により労働条件の基準を定めることは真に求められる「働き方改革」の推進に資するものと考えらる。

実際に公契約条例を制定している直方市では、2016 年度契約受注者に対するアンケート調査によると、「事業が公契約条例対象案件となったことで、業務に従事する方の適正な労働条件の確保に結びつく成果があった」の項目及び「公契約条例対象案件の事業を進めていく中で、地域経済・地域社会の活性化につながった」の項目とともに肯定的な回答が多く得られている。

このような状況を踏まえ、県として公契約条例の制定に向けた具体的な検討に着手いただくことを強く求める。

あわせて、この間実施されてきた庁内勉強会の実施内容の共有を含め、県における入札の状況や課題、この間の入札制度改革の経過や今後の方向性などに関して、県庁内関係各課の実務者と連合福岡との意見交換の場の設定を要請する。

(福祉労働部)

公契約条例については、平成 26 年度から毎年庁内勉強会を開催し、公契約条例をとりまく状況について関係各課と情報共有を行っております。公契約条例の制定に当たっては、労使が賃金を自主決定する原則や最低賃金法、労働基準法といった法令との関係をどのように整理するかなど慎重に検討すべき課題があります。本要求を受けて労使双方が参加する意見交換会を開催したところ、近年の最低賃金の上昇状況などから、県が最低賃金を上回る基準を設けることについては、慎重に検討すべきとの意見が示されたところです。

このような状況から、現時点では公契約条例の制定は困難と考えております。一方で、適正な労働条件を確保することは、労働者自身のみならず、企業における人材の定着を図る上でも重要であるため、働き方改革を通じた労働環境の改善に向けた取組みについて、労使双方の意見を聞いた上で、来年度から入札参加資格審査の地域貢献活動評価項目に追加し、その取組みの推進を図ることとしたところです。

(3) ワーク・ライフ・バランス社会の確実な推進

労働安全衛生面・健康確保のための過重労働防止の観点はもとより、超少子高齢・人口減少社会が進む現在の社会構造を踏まえれば、「社会生活の時間」の充実を含むワーク・ライフ・バランス社会の実現が社会の持続可能のためにも不可欠であり長時間労働縮減に取り組むことは喫緊の課題である。

福岡県では「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の「健康で豊かな生活のための時間の確保」への支援策の具体的な状況についてアドバイザーの派遣やガイドブックの作成などの取り組みが行われていることは評価できる。

引き続き、各企業に対して「仕事と生活の調和推進」のために具体的な取り組みを求める。

一方、男性の育児休業取得については、一向に進んでいない。男性の育児休業取得率を 2020 年に 13% という数値目標に近づけるための具体的な取り組みおよび目標達成への課題を明らかにし、その払拭への取り組みを求める。

また、子育て応援宣言企業が年々増加していることについては評価できるものの、

内容や取り組みを多くの人に周知してもらうためにも更なる啓発の強化を求める。

(福祉労働部)

各企業における「仕事と生活の調和推進」については、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの取れた魅力ある職場の構築を図るなど働き方改革を進めることが重要であることから、県では、「働き方改革推進大会」の開催や「雇用管理改善企業・職場表彰」、働き方改革アドバイザーの企業派遣、ガイドブックの作成などに取り組んでいるところです。

本県の子育て応援宣言企業の男性の育児休業取得率は4.8%と全国平均の4.59%を上回っていますが、目標達成には重点的に取り組む必要があります。子育て応援宣言企業においては、先進的な取り組みを宣言する企業が増え、特に「男性の育児休業取得・育児参加の促進」については宣言企業全体の17%の企業が宣言しています。

男性の育児休業取得が進むためには、制度を利用しやすい職場の環境整備が重要です。子育て応援宣言の新規登録・更新登録の際に働きかけるとともに、優良事例集による普及・啓発、また宣言企業・事業所知事表彰において、男性の育児参加促進の功績が顕著な企業・事業所を表彰する等により、目標の達成を図っています。

子育て応援宣言については、企業のイメージアップや人材確保、県の入札参加資格審査における評価点の加点といったメリットがあります。これらのメリットについて市町村と連携し、ホームページや広報誌などの広報媒体による積極的な周知や、宣言企業の優秀な取り組みを知事表彰や事例集で広く紹介することにより、子育て応援宣言企業の更なる拡大に努めてまいります。

(4) 子ども・子育ての推進・強化

子どもを持つ労働者が安心して働くためには希望するすべての子どもが保育所や放課後児童クラブ等を利用できることが必要である。

しかし、福岡県内における待機児童および未入所児童数は、年々増加傾向にある。このような中、各自治体において待機児童対策として新たな受け皿を整備する方針が示されていることは評価できる。

一方で保育士不足は深刻な課題であり、保育士の確保に向けた更なる支援体制の構築を図っていくことが重要である。

そこで、待機児童問題と保育士の確保だけでなく、職員配置の改善や安全面の強化など質の担保された受け皿の整備を早急に求める。

また、ライフステージに応じた施策・事業の中でも婚姻件数の伸び悩みは若者の賃金の低迷にも一因があると考えられる。最低賃金1000円などの処遇改善への早急な取り組みを求める。

子育て中の労働者が安心して働くことができるためには、病児・病後児保育の充実も欠かすことができない。福岡県の病児保育施設の配置について現状と今後の取り組みについての具体策を求める。

さらに、「地域こども・子育て支援に必要な経費」が十分に使われておらず、市町村でもバラつきがある。市町村が積極的に交付申請を行うことができるための方策を求める。

「企業主導型保育事業制度」については、趣旨・広報を行っていることは評価できるが、子育てしながら安心して働くことができる制度としてのさらなる充実が必要である。今後も事業所に対して「企業主導型保育事業制度」の取り組みの強化を求める。

(福祉労働部)

保育の質が担保された受け皿の整備を図るため、施設型給付における保育士配置に係る算定基準の改善を国に要望するとともに、保育所等施設に対しては、役割に応じた階層別研修や職場環境改善に関する個別アドバイスを行い、保育士が働きやすい職場環境づくりを進めてまいります。

また、保育士確保に向けた取組みについては、保育士と保育施設のマッチングを支援するサイト「ほいく福岡」を新たに開設しました。このシステムの活用により、より多くの潜在保育士の求職登録を促し、再就職につなげてまいります。

正規労働者と非正規労働者との賃金格差是正や同一労働同一賃金を実現するために、最低賃金の引上げの継続が必要です。労働者の賃金が上昇することで消費が拡大し、企業収益の向上につながるという日本経済の好循環を継続するためにも、国が目標としている全国加重平均で1000円に向けた着実な引上げを求めてまいります。

病児保育の充実については、実施主体である市町村が提供体制の確保を進めたことにより、実施施設数は平成30年4月1日現在で75施設となっております。しかしながら、県内で病児保育が利用できない市町村もあることから、病児保育の設置、運営の課題を共有し、方策を検討するため、市町村との協議の場を設けたところです。

地域こども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ実施する事業となります。市町村担当者説明会等により、各事業の概要や活用方法等の周知、助言を行うとともに交付申請書の作成支援などを行ってまいります。

本県内において企業主導型保育事業の助成が決定した企業は、平成30年3月31日現在で221事業所にのぼっております。

急速に普及している企業主導型保育事業については、自治体が関与せずに設置できる制度であるため、地域の保育ニーズを十分把握せずに設置される場合もあることから、国に対して公益財団法人児童育成協会による参入企業への指導の強化を求めているところです。

(5) 外国人労働者が安心して働くことのできるための環境整備

日本における外国人労働者については「経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受け入れを積極的に推進する」と「第9次雇用対策基本計画」（1999年8月）で閣議決定された。また、外国人技能実習法が成立（2016年11月）し、それに加え「資格外活動（留学生などのアルバイト）」の許可を得て就労する外国人も増加している。

福岡県の外国人労働者数についても、2017年度は39,428人で、前年度に比べると25%増加し、産業別では、「卸売業、小売業」が全体の18.9%、宿泊業、飲食サービス業でも10.8%の外国人労働者が従事している。

「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律」が成立し、2007年10月1日から施行されたことに伴い、事業主に対し外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務が課せられた。さらに、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が示されている。それには、外国人労働者への「均等処遇（差別禁止）」「適正な労働条件の確保」「労働基準法等関係法令の周知」「安全衛生の確保」などが明示されている。

しかし、日本の労働法制を知らずに就業しているため、労働相談には長時間労働や低賃金で雇用されていたり差別を受けていたりするなどの相談が寄せられている。

それらを解消するため、以下の取り組みを要求する。

- ①外国人労働者の人権を尊重し、労働者保護制度の確立を早急に取り組むこと。
- ②事業主に、外国人労働者に対する労働関係法令の周知を徹底するとともに、労働安全衛生についても周知徹底をすること
- ③母国語で相談できる環境の整備をすること
- ④外国人技能実習制度については、新たに設置された「外国人技能実習機構」と連携し、制度の趣旨に沿った運営が行われるよう対応を図ること

(福祉労働部)

- ① 本県では、県内4か所の労働者支援事務所において、外国人労働者に対し、必要に応じ通訳を手配し、賃金や解雇など労働問題に関する相談対応を通じ、労働者の権利保全に努めています。
- ② 本県では、労働法の基本的な解説を内容とした企業向けセミナーを実施しており、これらの取組みを通じて、企業内の外国人労働者への労働関係法令の周知を図ってまいります。
- ③ ①で回答したとおり、県内4か所の労働者支援事務所において、外国人労働者に対し、必要に応じ通訳を手配し、賃金や解雇など労働問題に関する相談に対応できるようにしています。
加えて、現在、国が設置を検討している「多文化共生総合相談ワンストップセンター」とも連携し、外国人労働者の相談支援を行ってまいります。
- ④ 外国人技能実習機構を含む関係機関で構成する「技能実習法に係る地域協議会」に県も参画し、情報の共有等を図り、技能実習制度の適正な運用に努めています。

(6) 雇用における男女平等の推進

女性活躍推進法が施行されて2年を過ぎるが福岡県においては300人以下の企業の行動計画策定が進んでいない、努力義務であることが「逃げ道」になっている事も考えられるが、女性従業員が少数という実態も考えられる。

また、男女雇用機会均等法が成立して30年経過したがいまだに女性労働者の雇用問題やハラスメントの問題などが多く発生している。

そのような現状を受け、下記の項目について要求する。

- ①女性が個性を發揮できる職場環境の整備への支援
- ②セクハラ・マタハラ・ジェンダーハラ・モラハラ・パワハラ・ソジハラなどのあらゆるハラスメントに対して職場が一元的に対応することができるよう事業主への措置を義務づける条例制定

(人づくり・県民生活部) (福祉労働部)

- ① 本県では、福岡県女性の活躍応援協議会の構成団体と連携しながら、女性の活躍に向けて企業に必要な情報を一括集約した「よくわかる女性活躍支援の手引き」の作成・配布、女性登用促進や働きやすい環境整備を進めるために企業や団体が実施する研修会等への講師の派遣、経済団体や業界団体が行う固有の課題解決に向けた取組みへの助成、ポータルサイトによる県内企業の女性活躍に関する取組事例などの情報発信を実施しています。
さらに今年度からは、経営者や人事労務担当者を対象に女性活躍の意義や効果的な進め方について学ぶセミナーを開催し、加えて、専門家派遣により、個別企業の取組みを実情に応じて支援しています。

今後も、これらの取組みを通して、女性がその個性と能力を発揮できる職場環境の整備を支援してまいります。

- ② 平成30年12月14日、厚生労働省の労働政策審議会は、雇用環境・均等分科会で検討がなされてきた「女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について」に関し、同分科会が取りまとめた報告書のとおり、厚生労働大臣に建議を行いました。

報告書では、「国は、就業環境を害するような職場におけるハラスメント全般について、総合的に取組を進めることが必要であり、その趣旨を法律上で明確にすることが適当である。」とされており、厚生労働省では、建議の内容を踏まえた検討がなされる予定です。

本県としては、国の対応状況を注視するとともに、労働経営セミナーにおいて、パワハラ、マタハラなどの各種ハラスメントについて、使用者の理解を促進してまいります。

<教 育>

1. 質の高い教育と誰もが安心して学べる教育環境整備の強化

子どもたち一人ひとりにきめ細かな教育を受けられるのに望ましいのは 30 人以下学級である。現在、小規模の学校では次々と統廃合が進んでおり、一クラスの人数が増加していることが実態として挙げられている。それでは、子どもたちが質の高い教育を受けられることの確保ができない。

「いじめ」や「不登校」の問題も解消できずに教職員の負担は年々大きくなっている。

正規教職員の採用が増加していることは評価できるが、きめ細かな教育を行うには教職員の定数増が解決するための打開策であると考え。また、教職員一人の仕事量の負担を減らすためには少人数学級の取り組みが必要である。

以上のことから下記の通り要求する。

- ①福岡県の正規教職員の割合は全国的にも低いことから、正規教職員の定数改善を早急に行うこと
- ②学級編制については、市町村の主体的な判断に頼るだけでなく県が主体となり、弾力的に運用できる少人数学級の早期実現を行うこと
- ③憲法にも保障されている教育を受ける権利を保障するためにも義務教育費国庫負担金や地方交付税等の財源確保を行うこと

(教育庁)

① 正規教職員の採用枠については、昨年度に引き続き、今年度実施の採用試験においても拡大したところです。

今後も、退職者見込み等を勘案し、正規採用教職員の計画的な配置に努め、本県教育の機会均等と教育水準の維持向上に必要な教職員の確保に努めてまいります。

② 小・中学校の学級編制については、市町村が行うため、今後もその判断を尊重し、加配定数等を活用して柔軟に少人数による学級編制が実施できるよう、制度の弾力的な運用を続けてまいります。

③ 必要な財源を国の責務として完全に保障するよう、要望してまいります。

2. 子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員の職場環境改善

2018 年 3 月の福岡県議会で、教職員の IC カード導入の予算が計上された。教職員の長時間労働が是正されることが期待されるが、管理強化やカードチェック後さらに残業するなど、その使用方法が懸念される。

教員が担うべきは、授業をはじめとする教育活動であることから、これに専念できるよう、持ち授業時間数を削減する必要がある。そのためには、年度の当初予算において、小学校における専科教員の配置拡充を担保することも持ち授業時間数を削減するための方法と考える。県の対策を求める。

また、部活動指導員は、中学校における部活を委託するために配置を拡充することが必要である。人材が少ない地域では「人材バンク」を設置し地域の専門的な人材や退職教職員を活用するなど教職員の勤務実態を変えていくためには必要な手段と考える。それらに対する県の対策を求める。

4 月当初の職員会議で「労働安全衛生体制」についての確認を行った学校もあるという実態が報告された。しかし、周知徹底の具体策がない。県立学校のみでなく、努力義務となっている市町村立学校への労働安全衛生対策についての周知徹底を改めて求める。

さらに、現状の長時間労働と乖離する給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職

員の給与等に関する特別措置法)の見直しをするよう国への要請を引き続き求める。
(教育庁)

ICカードの導入により、教職員の勤務実態を適正に把握することで、教職員の長時間勤務に対する意識改革を図るとともに、研修等を通じて管理職の業務マネジメントを促進します。

専科教員の配置については、拡充を含めた定数改善について国に対し要望してまいります。

部活動指導員については、今年度から政令市を除く全市町村(学校組合)立中学校、義務教育学校(後期課程)、県立中学校、特別支援学校中学部に1名ずつ配置するための予算措置をしています。今後も、国の予算等の動向を踏まえ必要な配置に努めていきます。また、今年度から設置している「運動部活動調査研究委員会」で、今後、人材の確保について検討してまいります。

県立学校における労働安全衛生対策については、全ての県立学校に衛生委員会や衛生管理者を設置するなど体制を整備し、衛生委員会を計画的かつ適切に実施するとともに、職場の労働安全衛生に関する諸問題について調査審議を行うよう指導し、活性化に取り組んでいるところです。

市町村立学校における労働安全衛生対策については、学校の設置者である市町村にその責務があり、本県としては、様々な機会を捉えて、市町村教育委員会に対し、労働安全衛生体制の意義や必要性について周知徹底を図っています。

給特法については、全国都道府県教育長協議会、全国都道府県教育委員協議会からの「平成31年度国の施策並びに予算に関する要望」において、文部科学省に対し、見直しについて要望しております。

また、本県からも、次代を担う子どもたちの人間形成に関わる教員の職務の重要性に鑑み、人材確保法を堅持するとともに、勤務状況を踏まえた教員給与の見直しを着実に進めるよう、文部科学省に対し、要望を行っております。

3. 教育の機会均等の保障と貧困の連鎖防止

(1) 貧困の連鎖防止への取り組みについて

OECDが発表した「図表で見る教育2017」では、日本における高等教育の私費負担の割合は、加盟国平均30%であるのに対し、66%と高いことが分かった。家庭の負担が大きく、経済的理由で高等教育の進学を諦めている子どもたちも多く存在する。

貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の格差を生まないよう、すべての教育に係る費用の軽減を県費でも補てんできるような取り組みを求める。

さらに、家庭の経済的な理由で進学を断念している実態は減少していない。県内すべての子どもたちが貧困を理由に学問を諦めることのないよう改めて給付型奨学金や奨学給付金の増額などの充実を求める。

「福岡県子どもの貧困対策推進計画」の全国と県の数値の乖離については改善傾向にあるが、県内における地域格差についての把握が必要である。「2017年県民意識調査報告書」では、「地域格差、保護者の収入などによる子どもの進学・就労格差をなくすための県の支援体制の充実が必要」という意見が出されている。

地域格差の具体的な状況の提示と支援体制の充実を求める。

(福祉労働部)(教育庁)

本県では、これまで、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する高等学校奨学金及び入学支度金制度により、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難である生徒の教育機会の確保を図ってきたところです。

県独自の給付型奨学金制度については、多額の財源が必要であり、厳しい財政状況を鑑みると、制度創設は非常に困難ですが、国や他県の動向等を注視しながら、今後の対応を研究してまいります。

また、PTA 会費や修学旅行費などの学校徴収金に係る保護者負担軽減策の徹底を図るほか、高等学校等奨学給付金制度の更なる充実を国に要望してまいります。

「福岡県子どもの貧困対策推進計画」において数値目標を設けた4つの指標に係る地域ごとの数値の状況については、県内4地域において概ね同様に改善の状況が見られます。

また、支援体制については、学校をプラットフォームとした貧困対策に不可欠な存在であるSSWを全中学校区に配置するために、1中学校区当たり年間140時間の配置を基準として、市町村のSSW配置経費への助成を、今年度から行っているところです。

今後、小中学校等への更なる配置の充実を図るため、国に対し財源の拡充を要望してまいります。

(2) スクールソーシャルワーカー (SSW) の充実

子どもたちが生き生きと学校生活を送るためには、専門の知識を持ったSSWの存在は欠かせない。また、不登校やいじめ問題の解決に向けてSSWの力が必要である。

文部科学省は、2018年予算で「いじめ・不登校対応の推進」に向けて昨年度より3億円増の64億円を計上している。その中でSSW関連予算は昨年より2億円増の15億円である。わずかながらではあるが予算が増加していることは、国として取り組みの強化をしていることが分かる。

県も市町村のSSW配置に対する支援として経費の助成を新規事業として行っていることは評価したい。しかし、現実としてSSWをすべての学校に常勤配置することが必要である。市町村への助成額(補助率)の増額を求めるとともに、補助率拡大について国へのさらなる要請を求める。

(教育庁)

SSWは、いじめや不登校、学校をプラットフォームとした貧困対策に不可欠な存在であることから、全中学校区への配置に向け、1中学校区当たり年間140時間の配置を基準として、市町村のSSW配置経費への助成を、今年度から行っているところです。

今後、小中学校等への更なる配置の充実を図るため、国に対し財源の拡充を要望してまいります。

4. 労働教育・主権者教育の推進と充実

(1) 労働教育の推進

県では、キャリア教育の推進体制が確立され、職場体験活動の実施率が95%と高い数値で推移していると回答されているが、その結果が明らかでない。企業と学校とのトラブルの情報もある。職業体験活動が子どもたちに「労働教育」として効果があるとは考えにくい。

労働教育(ワークルールなど)については、一過性のものではなく、カリキュラム化が必要と考える。今後の取り組みについての具体策を求める。

職場体験活動においては、事前・事後の活動を大切にし、社会参画意識を醸成したり、勤労観・職業観を形成したりする指導を行っています。

小中学校での労働法などの理解については、中学3年生の社会科で取り扱うカリキュラムとなっています。それまでは、発達の段階を踏まえ、総合的な学習などで実施する職場体験や特別活動の学級活動を通して、働くことの意義などを体験的に理解させ、労働法などの学習につないでいます。

加えて、主に就業前の高校生を対象に、基本的な労働法の基礎知識の習得を目的とした「就業前労働講座」を実施しており、講座開催を希望する各学校等に対し、講師(社会保険労務士)の派遣やテキストの提供を行っています。

これらの取組みにより、労働教育を推進してまいります。

(2) 主権者教育等の推進

他教科の時間保障のために主権者教育の時間が十分に確保できていないとする現場からの声が上がっている。実態について状況の把握を求める。

選挙や政治の仕組みとといった知識にとどまらず、社会人として自立し、他者と連携しながら社会を生き抜く力やさまざまな課題を解決する力を身に着けることを目的とした、義務教育段階からの積極的な主権者教育の推進を求める。

(教育庁)

主権者教育については、高校段階では、毎年、年間指導計画に基づいて、全県立高校が計画的に実施しています。単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を育成するとともに、自発的な投票行動を促し、政治参加意識を高めるための実践的な教育(模擬投票等)を実施しております。今後も、公民科の学習を中心として他教科等との連携を図り、主権者教育を学校全体で組織的・計画的に推進してまいります。

義務教育段階では、学習指導要領に基づき、社会の形成者として必要な資質、能力の育成を基盤とした学習を行っています。具体的には、小学校では政治が国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、中学校では国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みや選挙の意義等について学習しています。

5. 特別支援教育の充実

「県立特別支援学校の今後の整備方針について」に基づき、知的障がい教育部門においても2018年から順次見直しを実施していくことについては評価できる。知的障がい教育部門の見直しについては、さらなる拡充を求める。

障がいのある子どもたちにとって、日常利用する教室や施設の充実は欠かせない。施設、教職員配置などの充実を求める。

また、障がいのある子どもたちが安全・安心して生活を送る上で地域の理解も重要である。障がいのある子どもたちが日常的に地域へ参画できるよう学校や地域での交流などの取り組みを求める。

(教育庁)

県立特別支援学校高等部の学級編制については、「県立特別支援学校の今後の整備方針について」に基づき、知的障がい教育部門についても、平成30年度1年生から法に定める標準に準拠した基準への見直しを実施したところです。

今後、学年進行で見直しを実施することとしており、平成32年度には全学年で法に定める標準に準拠した基準となる見込みです。

施設の充実については、「県立特別支援学校の今後の整備方針について」に基づき、学校の新設・増築を実施するとともに、平成30年3月に策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の計画的な老朽化対策に取り組んでまいります。

また、教職員の定数は国の法律によって定められております。今後も、当該法律に即した配置に努めてまいります。

本県では、幼児児童生徒の社会性を養い、豊かな人間性を育てるため、様々な形態の交流及び共同学習を推進しています。特に、障がいのある児童生徒が地域において自立し社会参加するために、居住地にある小・中学校における交流及び共同学習を推進しています。県立特別支援学校においては、平成27年2月に作成した「居住地校交流実施の手引」に基づいて交流及び共同学習を実施しており、平成29年度は、小・中学部を有する県立特別支援学校15校において、延べ215名の児童生徒が、計463回の交流及び共同学習を実施しています。

また、県立特別支援学校全校において、小・中・高等学校等との学校間交流や地域交流を行っています。

今後も、障がいのある子どもが日常的に地域へ参画することができるよう、交流及び共同学習の推進に努めてまいります。

6. 若年層の投票率向上

投票率向上への取り組みとして、人の往来のある施設などへの期日前投票所を検討されていることは評価できる。その検討結果と今後の取り組みおよび期日前投票の投票時間の弾力的な設定などの具体的な方策を求める。

初めて投票する18歳の高校生や大学生、社会人に対して、きめ細やかな主権者としての育成が重要であると考え。模擬投票だけでなく、県からの回答にもあるように「民主主義の基本原則」や「選挙制度」など若者に興味を持てるような時間確保も必要である。

改めて出前講座や啓発イベントなどの充実を求める。

(企画・地域振興部) (教育庁)

県選挙管理委員会では、様々な機会を捉えて、市区町村選挙管理委員会に対し、期日前投票所の増設などを働きかけております。

この結果、市長選において北九州市選挙管理委員会が商業施設に、福岡市選挙管理委員会が大学や鉄道駅の近傍に所在する施設への期日前投票所を設置したところです。

県選挙管理委員会としては、期日前投票所を新たに設置しようとする場合に、設置方法などについて助言を行っていくとともに、引き続き期日前投票所の増設などについて働きかけを行ってまいります。

義務教育段階では、主権者意識を醸成するために、社会科の学習を機軸に、学級活動、学校行事、児童会及び生徒会活動等においても児童生徒の発達段階を考慮した自主的・自発的な活動に取り組んでいます。

また、高等学校においても、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善により、民主主義の基本原理や選挙制度について理解を深め、内発的に主権者意識を涵養してきます。

さらに、若年層を対象にした啓発イベントを実施するとともに、従前より実施していた高等学校への出前授業に加え、平成 29 年度からは、いわゆるフリースクールへの出前授業を開始しました。また、今年度からは、新たに大学への出前授業に取り組んでおります。今後も、このような取組みを広げていくことを検討いたします。

Ⅲ 医療・地域活性化

<医療>

1. 福岡県医療費適正化計画の推進

今後の人口減少と超高齢化社会の到来に向けて、福岡県は「福岡県医療費適正化計画」を策定し、県民の健康の保持や医療の効率的な提供を推進しており、本年度からは、2023年度までの6か年計画（第3期）をスタートさせた。

福岡県医療費適正化計画（第3期）に掲げている主な目標の中で、第2期計画において目標値と実績に大きな開きがあった「特定健康診断の実施率」（目標値70%以上、全国平均50.1%、福岡県45.3%（全国37位））、「特定保健指導の実施率」（目標値45%以上、全国平均17.5%、福岡県19.7%（全国25位））、「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率」（目標値25%以上、平成22年から平成27年の5年間の減少率 福岡県0.2%）について、2023年度の目標値も従前と同じ数値を掲げているが、これまでの進捗状況や現状を踏まえると、目標達成にはこれまで以上の取り組みが必要であると思われるが、どのような取り組みを進めていくのか具体的な明示を求める。（※上記数値はすべて平成27年度厚生労働省データによる）

また、第3期計画より新たに施策目標に掲げられた予防接種の促進について、県は予防接種の対象者が適切に接種を受けることが出来るよう、国、市町村及び関係団体と連携して啓発活動等に取り組んでいくとしているが、昨年末から本年3月まで本県で感染の猛威を振るったインフルエンザのようなB類疾病（個人予防に重点が置かれているもの）については、まん延の予防上、県として臨時予防接種の実施など実効性のある対応を求める。

あわせて、本年4月からスタートした新たな国民健康保険制度について、引き続き、県と市町村間および市町村相互間での連携・調整を図り、激変緩和措置など必要な対策を講じるとともに、被保険者への周知を行い、被保険者が不利益を受けないように、円滑な国保運営がなされるよう求める。

（保健医療介護部）

医療費適正化計画の目標達成に向けて、これまで中小事業所への健康づくりアドバイザー派遣、被用者保険の被扶養者が居住の市町村で特定健診とがん検診を同時に受診できる総合健診の推進、かかりつけ医による健診の受診勧奨などに取り組んできたところです。

しかしながら、本県における特定健康診査の実施率、食生活や運動習慣など生活習慣の改善は決して十分ではなく、県民一人ひとりに健康づくりの取り組みを浸透させていくことが必要です。

そこで、これまでの取り組みに加え、平成30年8月、保健・医療関係団体、経済団体、企業、大学、マスコミ、地域団体など様々な団体及び国、県、市町村から成る「ふくおか健康づくり県民会議」を設置し、県民一人ひとりが改めて自分の健康について考え、自らその維持、増進に取り組んでいく「ふくおか健康づくり県民運動」を、県民会議の構成団体や市町村と連携しながら着実に進めていきます。

インフルエンザ等のB類疾病については、現在市町村において、65歳以上の高齢者などを対象に定期接種が実施されています。

高齢者以外を対象としたインフルエンザの予防接種については、社会全体における流行阻止の効果が証明されていないことから、国は、定期的に有効性、安全性を含めた広範な観点から、その必要性を検討、検証していく必要があるとしており、今後の国の動向を注視してまいります。

円滑な国保運営に向けて、これまで3年間にわたり、県と市町村とで協議を重ね、平成29年12月に「福岡県国保運営方針」を策定するとともに、納付金等の算定にあたっては負担緩和措置を講ずることとしています。

この度の国保制度に関する周知については、ホームページや広報誌への掲載、コンビニ等へのチラシ等の配架を行いました。

また、平成30年6月に市町村との新たな協議の場として、福岡県国保共同運営会議を設置したところです。今後も市町村と協議を重ねながら、国保の円滑な運営に取り組んでまいります。

2. 福岡県地域医療構想の推進と地域包括ケアシステムの構築

福岡県では、2017年に策定された福岡県地域医療構想に基づき、団塊の世代が75歳を超える2025年に向けて、病床機能の転換やそれぞれの地域の実情に応じた医療資源の効果的かつ効率的な配置など、よりよい医療サービスを受けられる体制の構築を進めているが、急性期や慢性期の病床数が必要病床数を大きく上回るのに対して回復期の病床数が必要病床数の半数にも満たない現状を踏まえ、急性期又は慢性期から回復期への病床機能の転換など病床の機能分化・連携のさらなる推進を図りたい。

また、医療資源の都市部集中が顕著にみられ、地域偏在が問題化している。医師数や医療施設などの医療資源が全県では全国平均を上回るものの、地域によっては全国平均を下回っている現状を踏まえ、具体的な取り組みの推進を求める。

さらに、福岡県地域医療構想とあわせて進めるべき地域包括ケアシステムの構築について、市町村が主体ではあるが、地域（構想区域）で進めていく課題であり、県として2025年に向けた具体的な取り組みを求める。

(保健医療介護部)

本県では、「福岡県地域医療構想」に基づき、急性期又は慢性期から回復期への病床機能の転換など病床の機能分化・連携を推進していくため、転換に必要な医療機関の施設・設備整備費への財政支援を行っております。今後とも、それぞれの地域の実情に応じ、医療資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療等まで患者の状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を構築してまいります。

また、医療施設（病床数）については、人口10万人当たりの療養病床はすべての構想区域（二次医療圏と同じ）で全国平均を上回っており、一般病床は4区域で下回っていることから、県内13の二次医療圏ごとに設置した地域の医療関係者等で構成する「地域医療構想調整会議」等での協議を通じて、必要なサービスが確保されるよう、取り組みを進めてまいります。

医師については、県内13医療圏のうち、8医療圏で人口10万人当たりの医師数が全国平均を下回るなどの地域偏在が生じています。そのため、離島等の公的医療機関への自治医科大学卒業医師の派遣（「へき地医療対策」）や寄付講座設置大学から医師確保が困難な医療圏にある公立病院等への医師派遣（「寄附講座設置事業」）を行うほか、今年度から新たに、医師確保が困難なこれら8医療圏にある医療機関で、総合診療専門医を養成する施設に対して、総合診療専門医を目指す専攻医の研修環境整備や待遇向上に必要な経費の一部を補助し、医師不足地域での医師確保に取り組んでいます。

また、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを一体的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を市町村と連携して進めているところです。

まず、「医療」と「介護」については、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制を構築する必要があるため、市町村が中心となって、郡市区医師会と緊密に連携したサービス提供体制が構築されるよう支援しております。

「予防」については、県内4か所の介護予防支援センターにおいて、市町村職員への助言指導を行うほか、市町村における介護予防事業が効果的に行われるよう、地域の病院に勤務するリハビリ専門職を市町村に派遣をしております。

外出や買い物など日常の「生活支援」については、それぞれの地域の実情にあったサービスが提供されるよう、市町村が配置する「生活支援コーディネーター」を県において養成しております。

また、認知症の方が安心して地域で暮らせるよう、認知症の方やその家族を見守る「認知症サポーター」を養成するとともに、認知症に起因して行方不明となった人を発見・保護するためのネットワークの構築とその広域化も進めております。

さらに、いわゆる介護基盤については、昨年3月に策定した「第8次高齢者保健福祉計画」に基づき、地域の実情に応じ、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなど施設の整備を計画的に進めております。

本県としては、このような取組みにより、「地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいります。

3. 看護職員の確保と離職防止

全国の常勤看護師の離職率は10.9%（福岡県は11.8% 2017年4月日本看護協会調べ）で、ここ数年11%前後で推移している。

昨年度に引き続き、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの確保を進めるため、夜勤交代制勤務の回数など労働時間管理の実態を把握し、その結果に基づいた必要な改善支援を求めるとともに、福岡県医療勤務環境改善支援センターが行ったアンケートで課題として挙げられている医療機関の勤務環境改善計画の策定の推進強化を求める。

また、勤務環境改善の様々な取り組みについて、病院と有床診療所で大きな差が生じているので、有床診療所に対するさらなる改善支援を求める。

（保健医療介護部）

医療機関における労働時間管理の実態把握を行ったところ、夜勤回数の制限や夜勤時の仮眠時間の確保などの夜勤負担軽減に取り組む医療機関は、全体の3割程度にとどまっていることなどが、アンケート調査から明らかになりました。

夜勤負担軽減等を含む各医療機関の個別課題や実態に応じた支援については、社会保険労務士や医療経営コンサルタント等のアドバイザーの積極的な活用を促してまいります。また、勤務環境改善計画の策定については、同支援センターが実施する研修会において医療機関へ働きかけてまいります。

有床診療所は、病院に比べて勤務環境改善に関する理解や個別具体的な取組みが低調であり、研修会への参加や医療機関への支援を行うアドバイザーの活用も少ない状況にあります。

研修会については、夕方や土曜日など診療時間以外の時間帯の方が参加しやすいという声もあるため、有床診療所が参加しやすい時間帯や身近な場所で研修会を開催するとともに、研修会の中では解決しづらい個々の医療機関の課題については、アドバイザーの活用を促すことにより、有床診療所に対する勤務環境改善支援につなげてまいります。

4. 介護職員の処遇・労働環境の改善と人材確保

厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（2018年5月）」では、団塊の世代がすべて75歳を迎える2025年度には、介護労働者が現在より55万人多い245万人必要で、福岡県においても約9万5千人が必要とされており、介護人材の確保・定着が大きな課題となっている。

介護職員の処遇改善については、介護職員処遇改善加算などにより一定の改善が進んでいると理解するが、加算率の低い区分の中小の事業所で働く介護職員や、パートタイムで働く介護職員など、県内でも多くの割合を占めるこれらの介護職員に対しての処遇改善についてさらなる支援の充実を求める。

また、介護職員処遇改善加算制度が処遇改善に限られた支援であるため、介護職員の労働環境（職場環境）の改善に支援の手が届かない事が懸念される。事業所の管理者や介護職員を対象にした職場改善や介護職員のスキルアップのための研修や、先進的な取り組み（IT活用やかかえあげない介護の推奨等）の導入推進など、介護職員の労働環境の改善へのさらなる支援を求める。

（保健医療介護部）

「介護職員処遇改善加算」については、平成24年度の創設以降2回拡充され、最大で一人あたり月額平均3万7千円相当の改善が図られています。

本県では、全事業所の管理者を集めた講習会で加算制度を説明するとともに、加算取得及び上位の加算区分の要件ともなっているキャリアパス制度の円滑な導入を支援するセミナー開催やアドバイザー派遣を実施しています。

また、介護職員の労働環境改善のため、事業所の管理者を対象にした職場環境改善のための研修や、介護職員を対象にした資質向上に係る研修などを実施するほか、介護職員の身体的負担軽減や業務効率化のための介護ロボット導入に対し支援を実施しております。この介護ロボット導入支援については、今年度から、補助上限額を10万円から30万円に見直すとともに、対象となる機器の範囲を拡大したところです。

今後も、このような取組みを一層推進し、介護人材の確保・定着、資質の向上を図ってまいります。

<地域活性化>

1. 街づくりと一体となった公共交通の拡充

福岡県都市計画基本方針に基づいた、公共交通軸を活かした多様な交通手段が確保された暮らしやすい都市づくりを引き続き目指すとともに、交通のシビルミニマム維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、県民生活と一体となった交通路線の維持・確保を求める。

あわせて、コンパクトシティの実現に向けた都市機能の適正立地やそれに伴う公共交通ネットワークの形成を図るため、各市町村の立地適正化計画策定の推進を求める。

また、地域公共交通（地方鉄道、路線バス、コミュニティバス、デマンド交通、地域コミュニティ輸送等）については、生活交通の維持・確保の観点から、財政面を含めたさらなる支援の充実・強化を求める。

(企画・地域振興部) (建築都市部)

本県では、都市計画区域マスタープランにおいて、拠点や公共交通軸を設定するとともに、公共交通軸の沿線に居住を誘導し、居住者が医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスを利用できる「公共交通軸沿線まちづくりの促進」を謳っています。

具体的には、土地利用規制や開発許可などの都市計画制度を適切に運用するとともに、市町村職員を対象とした制度運用に関する研修会を実施しています。

また、隣接する市町村と交通事業者が連携し、まちの賑わいづくりと公共交通の維持・充実を図るために、市町村の区域を超えた地域ごとの勉強会を開催しています。

併せて、市町村に対し、街なかや公共交通沿線に、計画的に居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導を図るための「立地適正化計画」の策定を促しています。

具体的には、毎年、市町村向けの研修会を開催し、立地適正化計画制度の解説や全国のコンパクトシティに向けた優良な取組みを紹介するとともに、計画策定に取り組む市町村に対して技術的な助言を行っています。(立地適正化計画について具体的な取組みを行っている市町村数：13 (計画策定済：7、計画策定中：6))

また、事業段階における支援として、市街地再開発事業に対する支援制度を設けています。

地域公共交通の維持・確保については、誰もが住み慣れた地域で暮らしていけるよう、市町村が運行するコミュニティバス等の運行費、車両購入費のほか、地域鉄道における安全施設整備費用や車両の法定点検費用について補助を行っております。また、広域的・幹線的バス路線に対しては、国と連携して補助を行っているところ です。

今年度からは、コミュニティバス等の新規開設路線やデマンド交通等への転換路線に対する補助率を優遇するようにしました。新規開設路線のうち、複数市町村をまたぐものについては、更なる優遇を行うこととしています。また、国と県の補助対象となる広域的・幹線的バス路線の沿線において、生産性を向上させる取組みを行う市町村に対して補助する制度を新たに設けました。

これらの取組みを通して、住民の移動手段の維持確保に努めてまいります。

2. 観光政策の強化と宿泊施設不足への対応

インバウンド観光客の誘客、観光素材の発掘や観光ルートづくりなど、県の観光政策が着実に前進しているものとする。

引き続き、九州観光推進機構や九州運輸局および観光関連事業者との広域連携による情報発信・情報収集による、訪日旅行者の視点に立ったサービスの充実を求める。

また、昨今のインバウンド観光客の嗜好の変化（都市部での買い物から地方での体験型旅行へ変化など）に対応し、県の施設のみならず市町村が管理する駐車場や道路も含めた地方の施設整備について、関係市町村との連携強化や支援を求める。

一方、観光客の増加などにより福岡市内の客室稼働率は 84.3%（2016 年度）に上るなど、宿泊施設不足が喫緊の課題となっているなかで、福岡県内の旅館業の客室稼働率は 40%を下回っており、地域間や業態間で大きな開きが見られる。このような状況を踏まえ、宿泊の分散や地方の旅館業の利用促進など、一極集中による混雑の緩和に向けた取り組みを求める。

加えて、本年 6 月には住宅宿泊事業法が施行され、県へ届け出を行なうことで、宿泊事業者は年間 180 日を超えない範囲で民泊サービスを行なうことができるようになった。しかしながら、一方で、民泊については、違法操業や衛生管理の不備の他、犯罪の温床となるなど、多くの問題も生じている。このような状況を踏まえ、住宅宿泊事業法者や違法民泊を行う者に対して、県の対応策を早急に求める。

（保健医療介護部）（商工部）（県土整備部）

昨年、本県への外国人入国者数は、320 万人を超え、289 隻の外国籍クルーズ船が入港するなど、本県は九州における外国人観光客のゲートウェイとなっています。また、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向け、今後さらに外国人観光客が増えると見込まれます。

これに対し、九州各県及び九州観光推進機構や九州運輸局と連携し、観光客の伸びが期待できるアジア諸国や欧州を中心に、海外の旅行博への出展や商談会への参加、海外の旅行会社・メディアの招請を通じた情報発信及び旅行商品の造成促進を図っているところです。

外国人観光客の旅行形態が、団体旅行から個人旅行者へ、さらにはモノ消費からコト消費にシフトしている現状を踏まえ、本県では、観光案内所の機能強化（Wi-Fi 整備、案内ツールの多言語化等）、サイクリング、トレッキングや工芸品・酒蔵等における工房見学、モノづくり体験をはじめとした様々な体験プログラム造成に向けた支援を行っています。

また、観光庁は、地方での消費拡大に向けた支援（観光拠点情報・交流施設の機能向上、公衆トイレの洋式化）、宿泊施設インバウンド対応支援、交通サービス支援事業等の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金を実施しており、本県は市町村や観光協会に対して適宜これらの情報を提供しているところです。

さらに、市町村が道路の整備等に必要な経費について国から交付金を受ける場合には、国から委任されている県が、技術的な助言を行っております。

本県では、英語、中国語、タイ語をはじめとした 17 言語、24 時間 365 日対応の電話通訳サービス「ふくおかよかここコールセンター」等による支援を通じて、旅館の魅力向上や利用促進を図っているところです。

民泊については、県庁生活衛生課内に住宅宿泊事業相談窓口を設け、県民からの苦情及び問合せに対応しています。

また、住宅宿泊事業者に対し、事業者の責務等に関する説明会を開催するとともに、現地立ち入りを行っており、今後も引き続き、健全な民泊サービスの確保に努めてまいります。

旅館業法の許可なくまた住宅宿泊事業者の届出を行わず、宿泊料を受けて宿泊サービスを提供している場合は、旅館業法の違反となることから、県内保健所において、直ちに営業を中止させるなどの行政指導を行ってまいります。

3. 空港・港湾の整備と活用

福岡空港は年間旅客数が2,000万人を超え、国際線旅客数も400万人を超えるなど、アジアの拠点空港として今後の更なる航空需要が見込まれる。しかし、滑走路が1本の現状での航空需要の増大は、朝夕ピーク時を中心に航空機の遅延が常態化するとともに、ひとたび発着トラブルが起きると過密ダイヤの弊害から全国の航空網に甚大な影響を与えるなど深刻な問題を引き起こしている。2016年から着手している平行誘導路二重化事業や滑走路増設事業の早期完成を求めるとともに、福岡空港の空港運営民間委託を見据えた現状の課題への対策の強化を求める。また、北九州空港の機能強化（交通アクセスの強化や飽和する駐車場対策など）による福岡空港との連携強化を図り、両空港の相互補完の更なる推進を求める。

博多港は外国航路船舶乗降人員数がこの5年ほどで飛躍的に増加し、外国籍クルーズ船の寄港回数は4年連続で全国1位となるなど更なる需要が見込まれるとともに、輸出入コンテナ取扱数も年々増加しており、貨客ともにアジアの拠点港湾として重要な役割を果たしている。今後の更なる国際貿易、国際観光の拠点化をめざし、博多港の港湾機能の強化（大水深の航路や港湾施設へのアクセス道路の整備等）と外国籍クルーズ船の受け入れ強化（複数同時着岸可能岸壁や超大型船着岸可能岸壁の整備等）、ならびに国際拠点港湾である北九州港の整備や活用の充実など、福岡県交通ビジョン2017の基本方針に基づいた更なる施策の展開を求める。

（企画・地域振興部）

福岡空港の機能強化については、国が平成32年1月末完成予定の平行誘導路二重化事業や平成37年3月末の供用開始予定の滑走路増設事業を進めており、今後も当該事業の早期完成を強く要望してまいります。

今年4月から開始される福岡空港の民間委託については、戦略的な路線誘致や空港運営の効率化等によって、航空ネットワークの充実や利用者サービスの向上が図られることにより、内外交流人口が拡大するなど、広域的な地域の振興・発展に効果があるものと考えております。

本県としては、空港運営会社に出資及び役員派遣を行い、広域的な地域の意向を公的立場から空港運営に適時的確に反映させることとしております。

また、両空港の役割分担と相互補完の推進に向けて、北九州空港と天神・博多を結ぶ福北リムジンバスについて、昨年7月1日より降車停留所を増やし、より多くの方に利用しやすいものとするなど北九州空港の利用促進につとめています。

本県では、「福岡県交通ビジョン 2017」を策定し、行政・県民・交通事業者などの関係者が協働し、交通に関する諸施策を推進しています。

博多港においては、大型クルーズ船の受入機能を強化するための施設整備が進められ、昨年 9 月からは、世界最大級のクルーズ船の寄港が可能となりました。

北九州港においても、港湾機能の強化を図るため、新門司地区や田野浦地区において、航路・岸壁等の整備が進められています。

本県としては、交通ビジョンに基づき、諸施策の進捗状況の適切な把握に努め、関係行政機関や交通事業者等と連携し、成果の検証と新たな施策について検討してまいります。

4. 福岡県交通ビジョン 2017 の推進

県では 2017 年度から福岡県交通ビジョン 2017 を策定し、交通を取り巻く様々な推進しているところである。

昨年 7 月に発生した九州北部豪雨災害では地域の交通網に甚大な被害が生じ、地域住民の生活や地域経済に大きな影響を与えた。福岡県交通ビジョン 2017 の基本方針のひとつである大規模災害への備えと事故の未然防止について、交通施設の耐震化と自然災害対応能力の向上の現在の進捗状況の明示を求めるとともに、取り組みの強化を求める。また、生活交通を維持する観点から、この災害において甚大な被害を受けた公共交通網の再生に向けた支援を求める。

これまで求めてきた渋滞緩和策の強化については引き続き福岡県都市計画基本方針や市町村が策定する立地適正化計画に基づいた交通渋滞の緩和と交通の円滑化のための更なる取り組みを求める。

加えて、誰もが安心して移動できるバリアフリー交通の推進に関して、福岡県福祉のまちづくり条例に沿ったバリアフリー化の進捗状況の明示を求めるとともに、取り組みの更なる推進と支援を求める。

(企画・地域振興部) (県土整備部) (建築都市部)

本県では、平成 24 年の九州北部豪雨により甚大な被害が発生し、ハード・ソフト両面にわたる防災・減災対策の必要性が再認識されました。

国では、災害が発生しても、経済や社会への影響を最小にとどめ、できるだけ迅速な災害復興を図るとの観点から、平成 25 年に「国土強靱化基本法」を制定しました。本県においては、広範囲に甚大な被害が生じる大規模災害に備えた「福岡県地域強靱化計画」を平成 28 年 3 月に策定し、この計画に基づき、道路法面の崩壊・落石防止などの防災対策、橋梁や鉄道駅の耐震化などを進めています。

県内の主要ターミナル駅の耐震化率については、平成 30 年 4 月 1 日現在で、85.7%です。西鉄久留米駅については、平成 31 年度から耐震化工事を開始する予定です。

また、今回被災した日田彦山線は、通勤、通学、通院、買い物など、沿線住民の生活を維持していくため極めて重要な路線であります。また、沿線では、豊かな自然、新鮮な農産物、伝統工芸品、温泉等を活用し、観光振興に地域をあげて取り組んできたところであり、鉄道は観光客の移動手段としても大きな役割を担っています。

JR 日田彦山線の早期復旧を図るため、鉄道軌道整備法の一部を改正する法律の成立に伴い、鉄道災害復旧事業費補助にかかる地方負担分について、地方債の起債対象とするとともに、起債の元利償還金について地方交付税措置の対象とすることを国に要望してまいります。

公共交通網の再生に向けて、現在、道路法面对策や落石対策等を進めており、平成 29 年度時点での要対策箇所の進捗率は 89%となっております。県が管理する橋梁で、地震時の落橋や崩壊といった致命的な損傷を防止する対策を必要とする橋長 15 m以上の橋梁を、平成 33 年度末までに対策の完了を目標に取り組んでおり、進捗率は 97%となっております。道路の雨量通行規制については、現状に即した規制区間や規制基準の見直しを行っております。また、昨年の被災地域については、通行止め区間の解消に向けて、災害復旧工事を進めてまいります。

渋滞緩和策の強化については、交通ビジョンにおいて、①鉄道と交差する道路の立体化や都市部の交差点の立体化②バイパスの整備や道路の拡幅③踏切の改良や交通状況に応じた適切な信号制御などを行うことを掲げています。また、マイカーの利用を抑制するため、①バスや鉄道相互の乗り継ぎの利便性向上②パークアンドライドによる公共交通の利用促進③自転車利用環境の整備などの施策を掲げています。

引き続き、関係部局と連携し、これらの取組みを推進してまいります。

また、街なかにおいては、自動車交通だけに頼ることのない総合的な交通体系の整備が必要です。特に、持続可能な都市づくりの観点から、学生や高齢者等の移動手段確保に向けて、拠点形成と連動した公共交通網の維持・充実が求められます。

このため、本県では、市町村に対し、拠点や公共交通沿線に居住機能や医療・福祉・商業等の多様な都市機能を計画的に誘導するための立地適正化計画の策定を促しています。

公共交通施設のバリアフリー化については、平成 29 年度末時点のノンステップバスの導入率は 29.6%、バスターミナルの段差解消率は 100%、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設率は 87.5%となっております。鉄軌道駅（1日の利用者が 3000人以上）の段差解消率は 91.1%、視覚障がい者誘導ブロックの導入率は 85.6%、身体障がい者対応型便所の整備率は 66.4%となっております。

県、市町村、商工団体などで構成する「福岡県地域交通体系整備促進協議会」を通じ、必要な整備を交通事業者に要請しています。

また、鉄道駅のバリアフリー化を加速させるため、鉄道事業者への要請を継続するほか、国に対し助成制度の充実・強化を働きかけており、今後とも、バリアフリーの促進に努めてまいります。

IV 環境・安全

<環境>

1. 環境保全と地球温暖化対策の強化推進

2015年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が採択された。また政府は本年4月「第五次環境基本計画」を閣議決定、福岡県においては「第三次福岡県環境総合基本計画」の総括を踏まえ、本年4月「第四次福岡県環境総合基本計画」が策定され、7つの柱に対する20項目の新たな指標が設定されている。第三次計画では未達成の項目も残しており、新たな各指標の達成に向けて、SDGsの理念を踏まえ、県民・事業者・行政が一体となった取り組みを推進することが必要であることから、以下の項目について要求する。

- ①第三次福岡県環境総合基本計画の達成状況について明示し、達成・未達成それぞれの事項について残す課題と、今後の対応方針を明らかにすること。
- ②SDGsの理念に基づき、環境と経済・産業、雇用政策の統合をはかり、関係当事者との積極的な対話を通じて、持続可能な社会の実現に向けた体制を構築し、第四次福岡県環境総合基本計画で設定された新たな各指標について、確実な達成に向けて取り組みを進めること。
- ③地球温暖化の主な原因とされる、温室効果ガスについては、近年多発する大規模な自然災害の発生を誘発する要因でもあることから、新たに策定された福岡県地球温暖化対策実行計画に基づき、対策を進めること。
- ④環境保全と地球温暖化防止に向けた取り組みは、県民・事業者などあらゆる関係者が意識する必要があることから、環境総合ビジョンや地球温暖化対策実行計画など、幅広く分かりやすい啓発活動を実施し、県民・事業者等を含めた福岡県全体での取り組みとなるよう努めること。

(環境部)

- ① 第三次福岡県環境総合基本計画では、7つの柱を設定し、18の指標を示しています。2017年度末の指標の進捗状況は、2017年3月に策定した福岡県地球温暖化対策実行計画の中で目標を設定している温室効果ガス排出量を除く指標17項目のうち、既に目標を達成した指標が14項目、未達成が3項目となっています。

目標未達成の指標のうち「荒廃森林の再生面積（累積面積）」の指標については、福岡県森林環境税を活用した事業により、荒廃森林の整備は着実に進んでおり、概ね達成の状況にあります。なお、森林所有者や境界が不明なことなどにより残された荒廃森林については、引き続き整備に努めてまいります。

「産業廃棄物の排出量、再生利用率」については、汚泥以外の再生利用率が未達成となっております。これは、廃棄物の減量化が促進され、その結果、再生利用できる廃棄物の量が減少したことによるものと考えられます。今後は、産業廃棄物多量排出事業者への指導やリサイクル製品の普及促進などの取組みにより、発生抑制及び再生利用の促進に努めてまいります。

「環境基準の達成率」については、水質と騒音が未達成となっております。水質については、2017年度のみ計画策定時から達成率が低下しました。原因としては、2017年の年間降水量が直近5年間で最も少なく、小雨の影響によりBOD濃度が上昇したためと考えられます。今後も公共用水域の監視を継続するとともに、工場・事業場への立入検査や、下水道・浄化槽の整備促進等により、引き続き目標値の達成を目指します。騒音については、特に交通量の多い幹線道路周辺地域で環境基準に至っていない路線がありますが、ここ数年は改善傾向にあります。

今後も環境省の交通騒音問題に係るガイドラインの市町村への周知等を通じて、引き続き目標達成へ向け対応してまいります。

- ② 庁内協議機関である福岡県環境対策協議会（会長：副知事、委員：各部長及び教育長）を活用し、全庁的な進捗状況・問題点等の共有を行い計画の推進を図るとともに、必要に応じて施策の見直し・強化等を検討します。また、県民団体、事業者団体、行政が参加する福岡県環境県民会議を活用し、各主体の活動テーマに反映させ、県民・事業者・行政が一体となって計画の推進を図ります。その他、県の各保健福祉環境事務所に設置されている地域環境協議会を活用し、地域が一体となって計画の推進を図ります。さらに、県内の市町村等と連携した取組み、本計画や環境に関する情報発信、コミュニケーションを積極的に実施し、地域における計画の推進を図ります。

なお、大気汚染物質の移流や海岸漂着物対策など、県域や国境を越えた環境問題への対処については、隣接する佐賀県や熊本県、大分県を始めとした九州内各県その他関係自治体や他国自治体との連携、国への働きかけ等を行い計画の推進を図ります。

- ③ 本県では、2017年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定し、「2030年度における本県の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減する」という目標を設定しました。

福岡県地球温暖化対策施策連絡調整会議において、地球温暖化対策施策の総合調整と情報共有を進め、計画の目標達成に取り組んでいるところです。

- ④ 本計画で設定した目標達成のためには、家庭や事業所における取組みを推進していくことが重要であることから、本県では、省エネや節電に自主的に取り組む家庭や事業所を「エコファミリー」、「エコ事業所」として登録し、その活動を支援するとともに、中小企業等を対象とした省エネ相談や省エネ人材の育成などに取り組んでいるところです。

2. 安全・安心で安定的なエネルギー社会の実現

国民生活や経済活動の基盤であるエネルギーを安定的に確保するために、エネルギーの効率的利用を図るとともに、エネルギー源の多様化・分散化を推進するなど、地域における需給両面からの取組みが重要になっている。福岡県では、2017年3月に策定した新・総合計画において、「環境に優しく安価で安定的なエネルギー需給構造を実現する」ことを目標として掲げ、2021年度までに再生可能エネルギー導入容量を230万kWとするなどの数値目標を設定して取組みが進められており、この目標の達成に向けて知事のリーダーシップのもと、強力に取り組むを進めていくことが必要である。

また、2012年にスタートした固定価格買取制度（FIT）以降、大規模な太陽光発電設備が急増しているが、このことが環境に与えるマイナスの影響についても十分注視し対策を講じて行く必要がある。

以上のことから、以下の項目について要求する。

- ① 「福岡県エネルギー政策推進本部」の機能を発揮し、新・総合計画に掲げた「環境に優しく安価で安定的なエネルギー需給構造を実現する」ための諸施策を推進するとともに、具体的な取組み状況について提示すること。
- ② 急増している大規模太陽光発電設備に関して、山林の乱開発や結果としてがけ崩れ等のリスクを生じるなど周辺環境に悪影響を及ぼすことがないように、監視・検証を行うこと。また、2040年頃には膨大な量になると試算されている太陽光パネルの廃棄について、国と連携して対策を検討すること。

- ① 本県の再生可能エネルギー導入容量は、平成 29 年度末現在で 212 万 kW となっております。

再生可能エネルギー導入促進を図るため、知事を本部長とする「福岡県エネルギー政策推進本部」での議論を踏まえ、全庁を挙げた取組みを加速化させているところであり、市町村が行う導入可能性調査に対する支援や中小企業者への低利融資制度等を継続して実施するほか、今年度から新たに市町村に対し、再生可能エネルギー導入計画の立案を支援するための専門家を派遣しております。

- ② 大規模太陽光発電設備の設置における森林の開発許可に当たっては、森林法に基づき、一定量の森林を確保する環境の保全に加え、災害の防止、水害の防止、水の確保といった観点からも、審査しております。また、許可した場合は、開発行為が完了するまで、随時現地調査を行い、森林法が遵守され、開発行為が許可どおり行われるよう、開発行為者を指導してまいります。

また、廃棄については、国が策定した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を踏まえ、県内の産業廃棄物処理業者に対し、ガイドラインの周知を図り、適正に処理するよう指導しているところです。

現在、国においては、太陽光発電設備の処分にかかる施策の在り方について法整備を含めて検討しています。

本県においても、2018 年 7 月にメンテナンス業者、収集運搬業者、リサイクル業者、行政をメンバーとする PV 保守・リサイクル推進協議会を設置しており、国の動向を注視しながら当協議会で検討し対応してまいります。

<安 全>

1. 総合的な防災・減災対策の充実

近年、東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨など大規模自然災害が続発しており、国や各地方自治体において対策が進められているが、住民の不安は大きく、県民の命と暮らしを守るため、想定される最大規模の災害に備えた防災・減災対策を講じることが福岡県の使命として強く求められている。以上の事から、以下の項目について要求する。

- ①「福岡県地域強靱化計画」の検証結果の取りまとめを開示すること。また、この検証の結果として確認された課題及び、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨における災害対応に関する検証」において抽出された課題に対して早急に対策を講じ、防災対策の充実・強化を図ること。更に、将来の大規模災害に備えて、防災・減災対策の改善を図ること。
- ②各種施設の耐震化について、市町村や関係者と連携し、国庫補助金や助成などを活用し、速やかな耐震化の実施を進めること。
- ③2015 年水防法改正を受け本年 4 月に公表した洪水浸水想定区域に基づき、対象となる全市町村においてハザードマップの作成・見直しを早急に進めること。作成した各種ハザードマップ等は、引き続き情報発信に努め、あらゆる手段を講じて県民へ周知すること。
- ④市町村が策定すべき、避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画については、できる限り早期に策定できるよう引き続き市町村に対して積極的な支援を行うこと。
- ⑤各地域において防災意識が低下しないよう啓発を継続し、防災訓練において緊急時に対応できる体制づくりの強化を図る等、引き続き対策を講じること。
- ⑥福岡県交通ビジョン 2017 の災害対策の向上の指針に則り、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、リダンダンシーのさらなる推進を図ること。
- ⑦熊本地震で 200 人を超える震災関連死が発生した教訓も踏まえ、避難所環境の改善や車中泊対策、在宅被災者対策の充実を図ること。
- ⑧福岡県では土砂災害警戒区域等の指定は進んでいるが、本年 4 月 11 日に大分県中津市で発生した山崩れを踏まえ、警戒区域等に指定された後の対策の必要性について検証し、対応を図ること。
- ⑨「福岡県防災会議」の委員については、女性をはじめ障がい者や子ども、外国人など多様な視点を考慮できる体制とすること。

(総務部) (企画・地域振興部) (人づくり・生活県民部)
(保健医療介護部) (県土整備部) (建築都市部) (教育庁)

- ① 現行の「福岡県地域強靱化計画」は、県土の強靱化を目的として、平成 28 年 3 月に策定しました。この計画は 3 年を目途に見直しを行うこととなっており、現在、国の「国土強靱化基本計画」の改定や、熊本地震及び九州北部豪雨における課題も踏まえた見直し作業を行っているところです。
- ② 本県では、平成 28 年 4 月に県の耐震改修促進計画を改定し、庁舎や商業施設等の不特定多数が利用する一定規模以上の建築物（特定建築物）及び住宅の耐震化率 95%（平成 32 年度末）達成に向けて、以下の取組みを行っています。
まず、民間の特定建築物及び住宅については、所有者の耐震化への意識を高めるため、パンフレットの配布、耐震診断の必要性や改修事例の紹介などをテーマとした「耐震改修セミナー」や「住まいの耐震化教室」の開催等により、意識啓発に取り組んでおります。

そして、意識啓発から耐震化実施につなげるため、(一財)福岡県建築住宅センターに相談窓口を設け、所有者からの相談に応じており、特定建築物のうち耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、耐震診断及び耐震改修工事に対する補助を行っています。

また、住宅については、地震に対する安全性を診断する耐震診断アドバイザーを派遣する事業を実施するとともに、木造戸建て住宅の耐震改修工事に対する補助を行っています。

次に、市町村庁舎等の特定建築物の耐震化については、市町村長等が出席する会議などの機会を捉え、耐震化を促すとともに、国の補助制度など財源の確保に関する情報提供や助言を行っています。

また、耐震改修については、様々な工法があるため、担当者会議等を通じ、それぞれのコストや工期、工事中の執務空間の確保などについて技術的助言を行っています。

さらに、小学校の通学路等に面したブロック塀の点検を実施し、安全性に問題がある塀の所有者等に対して、撤去・改修の指導を行っています。

今後も、地震による建築物の倒壊などの被害から県民の安全・安心を守るため、市町村、建築関係団体等と連携し、建築物の早期耐震化に向け、取り組んでまいります。

本県の公立学校施設の耐震化率は、平成30年4月1日現在で99.7%となっています。数年後に改築計画や学校統合を予定している耐震化未完了の市町村に対しては、今後も国庫補助等の活用により学校施設の耐震化が早期に完了するよう、引き続き指導・助言を行っています。

本県の私立学校の耐震化率は、平成30年4月1日現在で85.9%となっています。私立学校の耐震化を促進するため、学校法人が行う学校施設の耐震化工事について、平成26年度から県において国庫補助額に上乗せ補助(国庫補助対象経費の1/6)を行っているところです。引き続き、補助事業の活用について周知を図り私立学校の耐震化を推進してまいります。

本県の災害拠点病院の耐震化率は、平成29年9月1日現在86.7%となっています。病院の耐震化に対しては、診療を継続しながらの整備を伴うなど、事業者の費用負担も大きいことから、国庫補助制度を活用した補助を行っており、今後も災害拠点病院の耐震化が進むよう、補助制度の周知・活用を図ってまいります。

- ③ 市町村は、洪水浸水想定区域図の公表後、地域防災計画の見直しや住民等の円滑かつ迅速な避難のための洪水ハザードマップの更新を行うこととなっております。

本県では、これらが円滑に進むよう、市町村における洪水ハザードマップ作成の支援を進めてまいります。

また、作成したハザードマップが、災害時に住民が避難するためのツールとして有効に活用されるようにするため、全戸配付やホームページでの公開、公共施設での掲示など、あらゆる方法を活用して周知を行うよう、市町村に対して指導しています。

- ④ 本県では、市町村に対し、避難行動要支援者全員の個別計画を策定するよう要請するとともに、県内25ブロック(※)において、市町村との共催で、個別計画策定のノウハウ取得を目的とした研修と避難訓練の実施等により、できる限り早期に個別計画が策定されるよう、積極的に支援を行っています。

(※) 県内を各消防本部の管轄区域ごと(25ブロック)に分けて、1年あたり5ブロックずつ防災訓練を実施しています。

⑤ 本県では、平成30年4月に、様々な災害に関する基礎知識、備蓄や避難行動の方法など災害への備えに役立つ知識、大規模災害における被災者の体験談などの情報を網羅した「福岡県防災ハンドブック」を作成しました。これを、多くの県民に周知するために、市町村、公立図書館、県内の自主防災組織などへの配布や県が行う出前講座等において活用しています。

また、④で回答したとおり、市町村との共催で、住民を対象とした研修と避難訓練を実施しています。

⑥ 大規模災害時の道路ネットワークを確保するため、基幹的道路ネットワークの整備に取り組んでまいります。

⑦ 本県では、被災者台帳の活用や巡回による避難所外避難者の把握、心身機能の低下防止策などの手法を示した「福岡県避難所運営マニュアル作成指針」を策定しており、市町村に対し、この指針を参考に避難所運営マニュアルの作成・見直しを行うよう要請すると共に、市町村に対して助言をしています。

また、市町村と合同で避難訓練・避難所運営訓練を実施することで、避難所運営に係るノウハウ取得を支援しています。

⑧ 土砂災害警戒区域等における対策については、保全対象の人家戸数や公共施設の有無、過去の災害履歴、地元の協力体制などを勘案し、効率的・効果的な施設整備に取り組むこととしております。しかしながら、施設整備には、土地の提供等、地元の協力が必要であり、多大な費用と時間を要することから、土砂災害危険度情報のメール配信など、迅速な住民の避難行動を支援する情報発信の充実を図ることとしております。

なお、大分県中津市で発生した土砂災害を踏まえ、国が研究会を設置しています。今後、研究会における検討状況を注視し、必要に応じて、施設整備の進め方の参考としてまいります。

⑨ 「福岡県防災会議」は、国の出先機関、電力や鉄道などの指定公共機関のトップのほか、福岡県地域婦人会連絡協議会、福岡県老人クラブ連合会、福岡県身体障害者福祉協会などの団体が参画しており、それぞれの分野における専門的な見地からの意見に基づき、地域防災計画の改正等を実施しているところです。

今後とも、多様な視点を考慮して地域防災計画の見直しを行ってまいります。

2. 飲酒運転撲滅対策・交通事故防止対策の推進

2017年の飲酒運転による交通事故発生件数は、過去最少件数ではあるが、内容としては、高濃度のアルコールを保有した状態での飲酒運転である悪質違反事故が7割超、飲酒運転検挙数も前年を上回るなど、引き続きの対策強化が急務である。

また、福岡県の高齢者の免許保有数は、この10年間で約1.8倍と増加し、2017年の福岡県高齢者事故件数は、10,480件と高い水準となり、死亡事故については46件と増加している。福岡県の高齢者交通事故防止対策において、免許証返納件数は増加傾向にあるものの、交通空白地域においては、自主返納が進んでいないのが現状である。高齢者が運転免許証を自主返納するよう、代替交通手段の確保や各市町村や事業者などとも連携し、より一層の環境整備が必要である。

加えて、福岡県内での自転車関連事故の発生件数は、5,074件と依然と高い水準となっており、年齢別で10歳代、20歳代で約半数を占めており、その中で学生による事故は約3割以上となっている。自転車は、手軽で身近な交通手段として利用者が年々増加しているが、自転車は車両であることの認識が希薄化していることや、交通ルールに関する理解が不十分なことから、重大事故があとを絶たないのが現状である。特に都市部における自転車ルール・マナー違反は顕著であり、特に、福岡

市においては、外国人の自転車利用も多く、早急な環境整備が急務である。

このようなことから、究極の目標である「交通事故のない安全で安心な福岡県」を実現するため、飲酒運転撲滅、高齢者の交通事故防止対策、自転車の安全対策の推進のため、以下の項目について要求する。

- ①飲酒運転撲滅に向けては、取り締まりを強化するとともに、県民1人ひとりの意識啓発に向け、県・県警・企業・飲食店・県民など全ての関係者が協力し、飲酒運転撲滅に向けた取り組みを展開すること。
- ②飲酒運転撲滅条例に基づく医療機関の受診については、未受診や受診拒否などとならないよう徹底した指導を行うこと。
- ③運転免許証自主返納者の日常生活確保については、都市部と周辺部など環境による課題の違いにも留意した対応を行うこと。
- ④とりわけ都市部における自転車ルール遵守・マナー向上に向け、「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき必要な施策を講じるとともに、条例の趣旨について周知を図ること。
- ⑤引き続き、自転車専用通行帯の整備等ハード面の改善を図るとともに、交通安全教育等の充実、取り締まりや各種指導により自転車の安全対策を推進すること。

(企画・地域振興部) (人づくり・県民生活部)

(保健医療介護部) (警察本部)

- ① 飲酒運転の撲滅については、全国初の罰則付き条例である「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」(飲酒運転撲滅条例)に基づき、県民、事業者、関係団体が連携し、飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない。そして、見逃さない」という飲酒運転撲滅意識を県民一人ひとりに定着させることが重要です。条例の通報努力義務の周知、関係機関団体への情報提供、あらゆる世代に対する交通安全教育等により、更なる県民の飲酒運転撲滅気運の醸成に向けた取り組みを行っています。

今年度は、福岡県飲酒運転撲滅連絡会議において、飲酒運転撲滅条例に基づき、飲酒運転の徹底検挙に向けた取締り強化や職場等での研修・指導を通じた飲酒運転撲滅意識の再徹底の取り組み等を主な内容とする第3次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画を策定し、今後4箇年の県、事業者、関係団体の飲酒運転撲滅の取り組みの計画を定めました。

毎月25日の飲酒運転撲滅の日には県内各地での広報・啓発活動に取り組みるとともに、8月25日から年末までは「飲酒運転撲滅キャンペーン」を実施し、海の中道大橋事故が起こった8月25日にはキャンペーン開始イベントを北九州市で開催し、飲酒運転の危険性や悲惨さについて広く県民に訴えました。

また、飲酒運転の危険性や悲惨さ、アルコールに関する知識等の啓発・普及のため、市町村、地域団体、事業者、学校等に飲酒運転撲滅活動アドバイザーを派遣しています。

さらに、飲酒運転撲滅活動推進員による事業所、飲食店等への直接訪問活動を実施し、飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の登録促進を図るとともに、優れた取り組みを行っている企業・店について知事表彰を行いました。

飲酒運転検挙者のうち、医師の診断によりアルコール依存症や問題飲酒行動と診断されなかった者に対し、啓発プログラムを実施し、再犯をさせないよう取り組んでおり、その他、飲酒運転違反者やその家族等に対する飲酒運転相談窓口も設置しています。

今後も、飲酒運転撲滅条例に基づいた施策の推進を通じて、飲酒運転撲滅に向けて全力で取り組みます。

- ② 飲酒運転撲滅条例に基づき、1回目の飲酒運転違反者には、医療機関における受診または保健所での飲酒行動における指導を受け、知事に報告することを義務づけています。今年度から新たに、行政処分のため県警本部に来庁した飲酒運転違反者に対し、同日に飲酒行動における指導を実施し、受診等義務履行の促進に取り組んでいるところです。

また、5年以内に2回目の飲酒運転をした者に対しては、指定医療機関での受診命令を行っています。受診等義務を果たさない者に対しては、文書での催促や電話、必要に応じては家庭訪問を実施しており、今後も受診等義務を履行するように働きかけてまいります。

- ③ 高齢者が運転免許証の自主返納を運転免許試験場や警察署の窓口において行う際に、都市部や周辺部などその違いに応じ、配食サービスなど必要な生活支援サービスを円滑に利用することができるよう、各市町村の地域包括支援センターなどの高齢者の総合相談窓口を紹介しております。

また、運転免許証を持たない高齢者が、買い物や通院などの日常生活を維持するために、自動車に代わる移動手段を確保することは、大変重要であると考えております。

本県では、市町村が運行するコミュニティバスの運行費、車両購入費のほか、地域鉄道における安全施設整備費用や車両の法定点検費用について、補助を行っています。今年度からは、コミュニティバスの新規開設路線やデマンド交通等への転換路線に対する補助率を優遇すると共に、新規開設路線のうち、複数市町村をまたぐものについては、更なる優遇を行うこととしています。

生活交通の維持確保のために、引き続き、地域の実情を踏まえた支援を行ってまいります。

- ④ 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知を図るため、啓発チラシを作成し配布するほか、県の広報媒体の活用などにより、広く県民に条例の周知を図っています。自転車月間である5月には、条例の街頭啓発と交差点における自転車の安全利用に関する取締りを実施しました。

若者の事故が多いことから、自転車の正しい利用方法、点検・整備や保険加入の必要性等を記載した啓発リーフレットを県内の中学、高校、大学の一年生に配布し、自転車ルール・マナーの向上を図っています。加えて、学校、地域における指導者の養成を図るため、自転車安全教育指導者講習会を毎年開催しています。

また、自転車保険加入の努力義務が課されていることから、教育委員会を通じて、全小中高校に保険加入の促進について協力を要請しています。さらには、小売業者による保険加入や安全利用に関する情報提供が義務化されていることから、自転車購入者向け啓発チラシを、小売店から購入者に配布しています。

今年度は、自転車安全利用や保険加入の必要性について啓発する映像コンテンツを作成するとともに、外国人向け多言語対応チラシを作成・配布し、交通ルールや自転車利用のマナーの周知を図ります。その他、引き続き、子供や高齢者を対象とした自転車安全利用講習会を実施し、ヘルメット着用の周知等を図ります。

今後も、市町村、国、関係機関・団体と連携を密にしながら、条例に基づく施策に取り組み、自転車の安全で適正な利用の促進を図ってまいります。

⑤ 「良好な自転車交通秩序の実現のための福岡県警察総合計画」及び「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、道路管理者と連携した自転車の通行環境の確立、自転車安全教育等の推進、自転車に対する交通指導取締りの強化等の諸対策を総合的に推進しています。

また、自転車教室や街頭啓発活動等を通じて、同条例の内容（県民や事業者の責務及び児童等のヘルメット着用・自転車損害賠償保険等への加入努力義務等）の周知を推進しています。

3. DV被害者・性犯罪・ひったくりに関する対応

DV被害への対応は、各種啓発活動や相談窓口の充実などの取り組みが図られている。しかし、全国的に見てもDVの警察への相談件数は増加傾向で、DV防止法の施行以降、警察への相談件数が昨年初めて7万件を超え過去最多を更新するなど、引き続きの対策強化が必要な状況にある。

平成29年度の性犯罪認知件数は減少しているものの、犯罪認知件数は依然として高い水準にあり、8年連続で人口10万人あたり全国ワースト2位となるなど、引き続き性犯罪防止に向けた取り組みの強化を図る必要がある。また、福岡県内においては減少傾向にあった「ひったくり」についても、2017年末から福岡市近郊で多発しており、性犯罪と共通点する路上の安全確保の課題として、対策強化が求められている。

以上の状況を踏まえ、下記の対策の推進を求める。

《DV》

- ①相談体制や若年層に対する教育の充実。
- ②配偶者や交際相手からの暴力の根絶に向けた県警察と連携した対応強化。

《性犯罪》

- ①福岡県における性犯罪認知件数が高水準である原因を分析・検証し対策を講じること。
- ②年代別では10代、20代が7割、学職別では有職者が約5割、高校生が1割強を占めており、若年層への更なる啓発や企業とタイアップした取り組みを強化すること。
- ③時間帯別では、夕刻から深夜での発生件数が非常に多く、性犯罪を起こしにくくする街づくり（照明や防犯カメラの増設など）や、地域と連携した防犯体制の充実を図ること。

《ひったくり》

- ①「ひったくり」に対する取り締まりの強化を図ること。
- ②「ひったくり」が多発している路上環境を検証し、危険箇所については照明や防犯カメラの増設など環境改善策を講じること。

（人づくり・県民生活部）（警察本部）

《DV》

- ① DVに係る相談体制については、日中に加え平日夜間及び休日の電話相談を行っているほか、男性や性的少数者の方のDV被害者の相談窓口を設置するなど、多様な被害者から早期に相談を受け付け、支援に結びつけることができるような体制づくりに努めているところです。

若年層に対する教育の充実については、毎年高校1年生を対象に、わかりやすい内容で作成した「デートDV防止啓発リーフレット」を配付しているところですが、今年度から新たに中学生向けも作成し、中学1年生に配付しています。さらに、デートDVについて専門知識を持つ講師を中学校や高校に派遣し、暴力を容認しない意識の醸成を図っています。

- ② 本県では、県警察をはじめ様々な関係機関等により構成する「配偶者からの暴力防止対策連絡会議」（中央ネット）や地域ごとに開催するブロック会議において、DV防止対策に関する情報交換や連携強化の方策等について協議を行っています。

また、配偶者暴力相談支援センターでは、県警察と積極的に連携しながら被害者支援を行っています。

他にも、リーフレットの作成や街頭啓発の実施等、DV防止啓発においても連携を図っています。

《性犯罪》

- ① 平成30年の県内の性犯罪認知件数は、381件と依然として高い水準であるが、前年比30件減と現行施策に一定の効果を認めています。

今後とも、性犯罪の多発時間帯・場所等の分析による重点警戒等の各種予防対策を行うとともに、性犯罪DVDを活用した防犯教育の推進、防犯アプリ「みまもっち」の普及促進等の自主防犯行動につながる広報啓発のほか、地域住民、自治体等と協働した街頭防犯カメラの設置促進など、性犯罪の起きにくい環境づくりを推進していきます。

性犯罪の発生を認知した際は、犯人に繋がる証拠の収集のため、緻密な現場鑑識活動を徹底すると共に、現場付近防犯カメラ映像を収集・精査する等、早期検挙へ向けた捜査を行っています。

また、女性捜査官に対しては、性犯罪の鑑識活動要領や被害者からの聴取要領等の教養を行い、不安を抱える被害者に寄り添った対応ができるようにしています。

- ② 性犯罪被害者の7割は若年女性であることから、若年女性に直に届きやすいSNSや防犯アプリ「みまもっち」等による広報啓発を推進するとともに、県警察や県が参画している子供・女性安全安心ネットワークふくおか（企業、行政等で構成。通称：コスモスネットワーク）等とタイアップした自主防犯行動につながる広報啓発活動を推進しております。

また、中学生、高校生及び大学生向けに性犯罪発生状況や防犯ポイントを記載したリーフレットを対象別に作成し、入学ガイダンス時等に配布しているほか、専修学校等によるネットワークを構築し、学校を通じた学生へのメールマガジンの配信や各学校における取組みを共有する会議の開催などを通じ、防犯情報を提供しています。

有職者に対しては、女性と子どもの安全をみまもる企業運動に参画する企業を募集し、従業員への啓発や防犯パトロールなどを自主的に行ってもらっています。

また、共同住宅での被害の割合も高いことから、（公社）福岡県宅地建物取引業協会の協力の下、新規入居者へ啓発パンフレットを配布するなど、性犯罪防止のために取り組んでいます。

- ③ 被害実態に応じた性犯罪が起きにくい環境の整備を図るため、平成 28 年度から市町村等が行う性犯罪防止のための防犯カメラ設置に対する助成を行っています。

また、防犯団体に対しては、安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣や活動経費の助成、団体のリーダー育成のための防犯リーダー養成講座の開催など、地域における防犯活動の活性化を図っています。

引き続き、街頭防犯カメラの設置促進等による防犯環境の整備や地域防犯ボランティア活動に対する支援の強化による予防活動を推進してまいります。

《ひったくり》

- ① 自動車警ら隊や機動捜査隊等各執行隊と緊密に連携し、機動力を最大限に活用した初動捜査を徹底してまいります。
- ② 近年、県内におけるひったくりの認知件数は、ピーク時と比較すると大幅に減少しています。(平成 15 年と比較し平成 29 年は約 97%減)。ひったくりが減少した理由としては、防犯カメラの普及や防犯意識の向上、被疑者の検挙による抑止効果等が考えられます。

本県では、防犯活動の拡大・充実を図るため、地域防犯活動を牽引するリーダーを育成するための活動ノウハウ等を提供する講座を開催しているほか、地域防犯団体の活動等に必要となる資機材経費の助成などを行っています。

また、防犯カメラは防犯対策の手法として一定の効果が認められており、市町村及び地域団体が性犯罪防止対策防犯カメラを設置する事業に係る経費の一部補助や、市町村が暴力団対策カメラを設置する事業に係る経費の一部補助を行っています。

4. 食品の安全確保と食料自給率の向上・農林水産業の強化・育成

福岡県では、条例や基本計画を制定し、食品の安全確保に向け取り組みを推進していることについては評価するが、食品の安全・安心の確保については、県民が健康を維持し安心して生活を送るうえで非常に重要なテーマであり、引き続きの対策が必要である。また、2018 年 6 月 13 日「食品衛生法の一部を改正する法律」が公布され、原則、すべての食品等事業者には H A C C P による衛生管理の実施が制度化されることとなったことから、改正を踏まえた対応を進める必要がある。

加えて、食料安全保障の根幹となる、食料自給率の向上を戦略的に推進するため、農林水産業の成長産業化と担い手の育成が求められている。

食品の安全の確保を図るため、下記の対策を推進すること。

- ① 2017 年に施行された「福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例」では、県および食品関連事業者の責務と県民の役割を明らかにすることとしているが、条例および県民の役割割りについて、広報や教育などを通じて更なる周知を図ること。
- ② 食品の安全性の一層の向上を図るための手段である H A C C P の導入については、中小事業者での普及が課題であり、研修等の充実とともに、導入が進んでいない要因を分析し対策を講ずるなど、食品衛生法改正の趣旨も踏まえ、更なる支援の強化を図ること。
- ③ 地域資源を生かした 6 次産業化など、農林水産業の成長産業化と地域の活性化を戦略的に推進するとともに、農業への新規参入や新規就農を促進するための支援・環境を充実し、持続的な産業基盤の確立を図ること。

(保健医療介護部) (農林水産部)

- ① 条例において、「県民の役割」については「食品の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めること」、「県が実施する施策に協力するとともに意見を表明するよう努めること」と規定しております。

条例及び県民の役割については、県ホームページ等により公開するとともに、出前講座や食中毒予防シンポジウム等さまざまな機会を捉え、継続的に周知を行ってまいります。

また、食品関連事業者に対しても、食品衛生講習会等の機会を通じて条例の周知を行っているところです。

- ② 平成 26 年度に厚生労働省が実施したアンケート調査を用いて、福岡県内の結果を集計した結果、導入が進まない要因として、HACCP の理解度の低さ（必要性の理解）、人材不足などが挙げられています。

これらをふまえ、本県ではこれまで、基本研修会の開催や中小規模事業者を対象とした導入実証事業を実施し、HACCP の考え方に基づく衛生管理手法の普及を図るとともに、HACCP 導入に取り組む事業者に対し、HACCP 導入支援を行うアドバイザーを派遣する等、各種 HACCP の普及推進事業に取り組んでまいりました。

今後は、改正食品衛生法の基準をふまえ、飲食店等を含むすべての事業者を対象としたさらなる HACCP 導入の推進を図ってまいります。

- ③ 本県では大事な農林水産業をしっかりと守っていくと同時に、攻めの農林水産業を目指し、平成 29 年 3 月に「福岡県農林水産振興基本計画」を策定し、施策の方向性を示しております。

具体的には農林水産物とその加工品を「福岡の食」として、一体的に販売を促進するほか、ブランド化や輸出拡大、6 次産業化などの取組みを強化し、販売・消費の拡大を進めているところです。さらに、新規就業者の確保・定着、法人化や雇用導入の拡大など、意欲ある担い手の育成・確保を促進しているところです。

加えて、応援団づくりや食育などの取組みによる農業に対する県民の支持の拡大、中山間地域をはじめとする地域の特色を活かした農村の活性化、農村地域の防災・減災対策の強化に取り組んでおります。

このような取組みを通じて、本県農林水産業の振興を図ってまいります。

5. 暮らしの安全の確保とニセ電話詐欺への対応

消費生活センターに寄せられる相談件数は、年々減少傾向にあったものの、平成 27 年度以降も 9,000 件台後半の件数を維持しており、相談者の年齢別でみると 40 代から 60 代が約半数を占めている。また、相談内容については、デジタルコンテンツが 15 年連続で 1 位であるなど、スマートフォンをはじめネット社会を背景とした被害に繋がっていると考えられる。

IT 化などにより暮らしが便利になる一方で、そこに付け込んだ不当な行為など、消費生活相談も多様化することが予測され、今後も被害に遭わないようあらゆる啓発活動と相談体制の充実が必要だと考える。

平成 22 年以降増加傾向にあったニセ電話詐欺については、一旦昨年減少したものの、平成 29 年は大幅に増加し、認知件数が 597 件、被害額は 11 億 4 千万にのぼるなど、大きな問題となっている。県警察の検挙対策により過去最高となる被疑者数の検挙につながっているものの、依然として高い被害水準には変わりはない。

また、近年は詐欺手口も非常に巧妙になっており、あらゆる対策を講じるとともに、徹底した犯行拠点や犯行グループの実態解明が急務である。

安全で安心して暮らすことのできる社会をめざすため、下記の対策を推進すること。

《暮らしの安全》

- ①消費生活相談員や関係行政職員に対する、更なる研修の強化及び消費生活相談機能の充実・強化
- ②市町村も含めた県全体の消費生活相談機能に関して、とりわけ予防・啓発の取り組みを強化するための体制の整備
- ③IT化の進展など環境の変化に伴い発生している問題について情報発信、とりわけ被害に遭いやすい高齢者と若年者に対する、関係機関と連携した消費者教育・啓発の推進

《ニセ電話》

- ①犯人グループの徹底検挙
- ②ニセ電話気づかせ隊の活動強化に加え、高齢者が集まる場へ出向いて犯罪の実例を示す機会を設けるなど、新たな手口に関する情報周知・注意喚起の徹底

(人づくり・県民生活部) (県警本部)

《暮らしの安全》

- ①消費生活相談員や関係行政職員のスキルアップについては、弁護士会や大学、消費者庁等から専門の講師を招いた専門研修を開催しています。また、弁護士や、県警職員も交えて、具体的な事例から解決方法を学ぶ事例検討研修も実施しています。

さらに、国民生活センターが主催する専門研修や保険・金融などの業界団体が開催する研修会にも、積極的に職員を派遣するなど、消費生活相談機能の充実・強化に取り組んでいます。

- ② 県域全体での相談機能の強化のため、市町村が実施する啓発の取組み、研修参加その他の消費生活相談機能強化等に対する支援・助成を行っています。
- ③ 「福岡県消費者教育推進計画(第2次)」(計画期間：平成31年度～平成35年度)において、情報通信技術の高度化や成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化を踏まえ、引き続き、高齢者及び若年者の消費者被害防止に重点的に取り組むこととしています。

高齢者の消費者被害の防止対策については、注意喚起を促すパンフレットを高齢者宅へ直接届けるなど高齢者本人への啓発に加え、地域の中で高齢者等への見守りや声かけを行う「消費生活サポーター」の養成を行うなど地域全体で見守る取組みを実施しています。

若年者の消費者被害の防止対策については、成年年齢に達すると相談が急増する実態を踏まえ、教育委員会やその他の関係機関と連携して、若年者本人への重点的な消費者教育・啓発を行うほか学校の教職員向けの研修を実施しています。

《ニセ電話》

- ①平成30年の県内の特殊詐欺被害認知件数は、359件と前年と比べ約4割減少(▲238件)し、被害額は約6億7千万円と前年と比べ約4割減少(▲約4.8億円)していますが、過去5年で被害額が一番少なかった平成28年と比較すると、認知件数、被害額ともに上回っており、依然として高水準で推移しています。

昨年は、「だまされた振り作戦」による現場検挙や犯行拠点の摘発など、検挙対策を推進し、過去最高の検挙人員を記録した平成29年(70人)に次ぐ被疑者58人を検挙するに至っています。

今年は、「だまされた振り作戦」に加え、変遷する手口に応じた迅速かつ的確な初動捜査を徹底するとともに、犯行拠点や犯行グループの実態解明・摘発を推進してまいります。

② ニセ電話気づかせ隊については、平成 30 年 12 月末現在、参加団体 1 万 1 千団体、参加人数約 34 万 7 千人と多くの県民が参加しております。

ニセ電話気づかせ隊の更なる活性化のため、昨年 5 月 30 日に、4 回目となるニセ電話気づかせ隊推進委員会を開催し、被害抑止活動が活発であった 21 団体に対し、知事から表彰状を授与し、その活動を賞揚したほか、犯罪心理学の権威を招き「被害者が騙される心理と気づかせるためのポイント」などについての講演を実施したところです。

加えて、ニセ電話気づかせ隊に参加する全ての団体に対し、四半期に一度「ニセ電話気づかせ隊通信」を送付し、被害未然防止事例の紹介や声掛けのポイント等を紹介するなど、活動の強化を図っています。

また、ニセ電話詐欺の新たな手口に迅速に対応するため、各種福祉施設などの高齢者が集まる場所や会合に出向いての実例紹介を始め、マスコミや金融機関、コンビニ等への情報提供、ふっけい安心メールの配信等を行っています。

さらに、昨年 6 月 26 日からは、県警察が捜査の過程でニセ電話詐欺の犯人等から押収した名簿に登載されていた方々に対し、電話で注意喚起を行うコールセンター事業を開始するなど、県民への情報周知と注意喚起を図っているところです。

6. 増え続ける空き家問題の対応

人口減少、少子高齢社会の進展に伴い、空き家の増加が今後更に深刻化することが見込まれており、適正管理や利活用が行われない空き家が、防災、衛生、防犯、景観など周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

福岡県として連絡協議会を設置し、啓発活動や相談窓口の設置などに取り組まれているが、空き家の実態と各自治体等の空き家バンクへの登録状況や利活用に至った実数とは乖離しており、更なる対策の強化が必要であることから、以下の項目について要求する。

- ① 空き家の実態把握を進めるとともに、各種法改正等の動きも踏まえ、市町村・民間団体などと連携を図ること。
- ② 全国の先進的取り組みを参照し、都心部や周辺部など地域の特性も生かした対応を強化し、取り組みを県内全域に広げて行くこと。

(建築都市部)

① 空き家の実態把握については、全市町村において調査が行われ、把握が進んでおります。

空き家に関連する各種法改正について、県、市町村、民間団体で構成する「福岡県空家対策連絡協議会」において情報共有を行い、連携を図ってまいります。

② 本県では、平成 29 年度までの 3 年間、地域特性に応じた空き家活用モデル事業を実施しています。その成果をセミナーやパンフレットを通じて広く県内に紹介しています。

今年度、民間団体の不動産情報サイトを活用し、県内の空き家情報を集約する県版の空き家バンクを開設しました。

空き家バンクを活用した空き家の利活用を県内全域に広げていくため、市町村・民間団体と連携を図ってまいります。

7. 消費者と従業員が相互に尊重できる社会の構築

消費者（顧客）から従業員（サービス等提供者）が過度なクレームや威嚇・暴力行為を受けるといった事象が発生し大きな社会問題となっており、こうした行為により従業員が大きなストレスを抱え就労をおこなっている現状にある。

「福岡県消費者教育推進計画」（平成26年度～平成30年度）においても、「消費者が主体的に公正かつ持続可能な社会の形成に参画する『消費者市民社会』の意義について理解を深めてもらう取り組みが必要」という課題は示されているものの、「計画」の中で、理解促進に向けた具体的方針や、従業員（サービス等提供者）との関係に関する課題は明示されていない。

消費者庁「倫理的消費」調査研究会の取りまとめを踏まえ、雇用・労働を含む人や社会に配慮した倫理的な消費行動（エシカル消費）を推進するため以下の対策を講ずること。

- ①消費者による過剰な要求や、消費行動に伴う暴言・暴力などの行為が公共の利益ならびに消費者自らの利益を損ねないよう、「消費者教育推進計画」の取り組みにおいて「倫理的消費」における配慮の対象として位置づけるとともに、31年度以降の推進計画に課題と取り組み方針を明確化すること。
- ②福岡県内における従業員（サービス等提供者）に対する暴力行為等による被害状況を把握するとともに、被害の撲滅に向けた取り組みを推進し、消費者と従業員が相互に尊重できる社会の構築に取り組むこと。
- ③事業者と消費者の健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促進するための消費者教育を推進するとともに、事業者における消費者保護のための従業員教育を支援すること。

（人づくり・県民生活部）（福祉労働部）

① 消費者教育推進計画は、消費者教育推進法第10条の規定に基づき、国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえて定めなければならないこととされています。その中で、事業者に対する消費者の過剰な要求や、消費行動に伴う暴言、暴力などの行為に関する具体的な課題や方針が示されていないことを踏まえると、現状では、「福岡県消費者教育推進計画」に盛り込むことは困難と考えています。

一方で、厚生労働省の労働政策審議会では、顧客等からの著しい迷惑行為について、相談対応等の事業主が講ずることが望ましい取組みを指針等で明確にすることが適当であるとともに、関係省庁等と連携した消費者への周知・啓発も重要であるとの報告がなされています。

今後、厚生労働省や消費者庁を始めとする国の動向を注視していく必要があると考えています。

② 一般的に使用者には、労働契約に伴って安全配慮義務があり、従業員に対して顧客や取引先からの著しい迷惑行為があった場合にも、その対応が求められますが、あらかじめ顧客が著しい迷惑行為をしないように予防することは難しく、事業主のみにその対応を求めることに限界があると考えられます。平成30年3月に報告された厚生労働省「職場のパワーハラスメントの防止対策についての検討会」において、著しい迷惑行為の問題に対応するためには、社会全体で迷惑行為をしないような機運醸成が必要とされております。引き続き国の動向を注視してまいります。

③ 労働経営セミナーにおいて、労働者の安全配慮義務及びパワハラ、マタハラなどの各種ハラスメントについて、使用者の理解を促進しているところです。消費者の従業員に対する暴言・暴力などのいわゆるカスタマーハラスメントについては、国の動向を注視してまいります。

また、次年度からの第2次「福岡県消費者教育推進計画」においても、引き続き、職域における消費者教育を推進することとしており、事業者がその従業員に対して消費者教育を行うに際して、消費者教育教材の貸出しや実践事例の紹介などの支援を行ってまいります。

8. 全ての働く人の「こころの健康対策」

厚生労働省が3年毎に全国の医療施設に対して実施している「患者調査」によると、平成8年には43.3万人だったうつ病等の気分障害の総患者数が、平成20年には、約104万人と9年間で2.4倍に増加している。また、うつ病患者の医療機関への受診率は一般的に低いと言われており、実際にはこれより多くの患者がいることが推測されている。

厚生労働省の安全衛生調査によれば、仕事や職業生活に起因する「強いストレス」を感じる労働者は、働き手のほとんどの世代で60%に達しており、成果主義の導入やグローバル化、人手不足による多忙化など現代社会では業務に起因するストレスがこれまで以上に増加している傾向にある。

また職業生活以外でも、情報通信技術の発達により、便利で快適な生活が実現している一方で、24時間大量の情報に取り囲まれる状況が逆に過剰な刺激を生じるなど、現代人は日常的に多くのストレスを抱えており、それが原因で「こころの病」にかかる人が増えている。

一方、日本人の年間自殺者数は3万人を切ったものの、自殺死亡率は主要国ではロシアについて第2位と高い水準を保っている。自殺対策基本法では都道府県に対策計画の策定を求めるとともに、心の健康の保持に係る相談体制の整備等についても、施策を講ずることとされているところである。

大手企業であれば、事業場内で専属の産業保健スタッフを持ち、労働者の悩みの相談体制が整備されているケースが多いが、中小企業においては、そういった体制が整備されているケースは少なく、公的機関や医療機関での相談などは可能であるが、一方で、専門機関への受診は周囲の目が気になったり、職場で自分が病気といった目で見られることへの不安など、専門機関での相談をためらう人も多いと言われている。

そのような現代社会にあって、各地域ではNPO法人をはじめとする様々な団体が気軽な相談窓口の開設や職場復帰サポートを実施するなど、本人はもちろん家族を含めた相談体制を整備し、「こころの健康対策」の支援を実施している。

以上の事から、福岡県においても、公的機関や医療機関はもとよりNPO法人などと幅広く連携して「こころの健康対策」に積極的に取り組み、特に誰もが相談しやすくワンストップで対応できる実効的な相談窓口を、県内多くの地域で開設すること。

(保健医療介護部)

現在、こころの悩みについては、保健所や精神保健福祉センターに相談窓口を設けています。また、24時間365日対応する電話相談「ふくおか自殺予防ホットライン」を設置し、自殺を考えている方からの相談に対応しています。こころの悩みがある県民の皆様がこれらの相談窓口を利用されるように周知を図ります。

その他、職場のメンタルヘルス対策を推進するため、福岡労働局や政令市と連携し、県内4ブロックで企業の健康管理者を対象に従業員のメンタルヘルスに係る講演会を開催するとともに、産業医がいない労働者50人未満の事業所に保健所職員が出向き、講話等を実施するなど、メンタルヘルスに関する事業所への支援を行っています。

今後も、関係機関と効果的に連携を図り、こころの健康対策に取り組んでまいります。

V 地方創生の推進

今年3月発表された国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、2045年に福岡県の人口が510万人から455万人に減少し、県内の7つの町村で人口が5000人未満となるなど厳しい数字が示されている状況において、広域的に連携した対策の具体化が急務である。

2017年度は福岡人口ビジョン・地方創生総合戦略の中間年度にあたり、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては5年間での目標達成に向け「基本目標における数値目標」「個別施策のKPI」の総点検を行なう時期となっている。福岡県においても毎年度の進捗状況の点検を踏まえて、さらに実のある地方創生に繋げる必要がある。

計画後半の取り組みに向けて、以下の項目について求める。

- ①2017年度までにおける進捗状況の点検を受けた、この間のKPIの見直し状況について明示すること。
- ②「産官学金労言」など外部有識者の参画を得た検証組織において、「しごとを創る」「ひとを創る」「地域を創る」という3つの重点戦略の観点から、KPIの評価数値が地域の実態を適切に反映しているか引き続き検証を行なうこと。
また、圏域ごとに設置している「地方創生市町村圏域会議」における協議を通じ、県及び市町村の総合戦略の成果と課題を共有することで、それぞれの市町村における真に実効性のある事業の実施や、より効果的な施策の推進を図ること。
- ③施策の実施やその見直しにあたっては、関係市町村との協議や住民に対する説明を丁寧に行い、相互理解・納得の醸成に努めること。

(企画・地域振興部)

- ① 本県においては、毎年度、個々のKPIについての進捗状況を把握・確認し、施策の充実・強化につなげるとともに、必要に応じて、KPIの見直しも行っています。2017年度までに、社会情勢の変化や目標の達成状況等を勘案し、アジア・欧米からのインバウンドの推進に係るKPIなど、延べ19件のKPIの目標値の変更と4件のKPIの追加を行いました。
- ② 「福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略」については、毎年度、外部有識者からなる総合計画審議会において、その実施状況を報告し、専門的見地からの意見を参考に、総合戦略に基づき実施した施策の効果検証と必要な改善につなげているところです。
なお、KPIについては、政策課題に関する地域の実態をきめ細かく把握できるよう、できる限り県内4地域ごとに数値の把握を行っているところです。今後とも、KPIの進捗を踏まえ、地域特性を活かした実効性の高い施策に取り組んでまいります。
また、県が15の広域地域振興圏ごとに開催している「地方創生市町村圏域会議」では、昨年度、コミュニティバスの広域運用について検討を行い、複数の市町村が連携し、お互いを結ぶ路線を新規開設する場合に、補助率を優遇する制度を今年度から新たに始めております。今年度は、各市町村の総合戦略の進捗状況や各地域が抱える課題、市町村間の連携による施策の実施について意見交換を行ってきたところです。
今後とも、各市町村の実態を踏まえ、より実効性の高い施策が行えるよう取り組んでまいります。

③ 市町村に対しては、「地方創生市町村圏域会議」等の機会を通じて、情報共有や課題の把握に努めているところです。これらを通じて、県及び市町村の総合戦略の成果と課題を共有し、施策の効果的な推進を図っていきます。

また、県民の皆様に対しては、引き続き「福岡県総合計画審議会」や「ふくおか県政出前講座」等の機会を捉え、県の取組みを説明するとともに、理解いただけるよう努めてまいります。